第三期

長野市
子ども・子育て
支援事業計画

令和７年度～令和１１年度

長野市

令和７年４月

ごあいさつ

本市では、「長野市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）」により、子ども・子育て支援に関する施策に取り組んできました。

令和５年度に本市が実施した、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査によると、「子育てが楽しい」と感じている方の割合が平成30年度と比べて増加している一方で、子育てについて「気軽に相談できる相手がいない」、子育てに関する情報の入手先が「インターネット」と回答した割合が増加しています。価値観やライフスタイルの多様化が進む中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など地域・社会を取り巻く環境の変化により、家族や地域のつながりが希薄化し、子育てに負担感や孤立感を抱える家庭の割合が増加するなど、子どもや子育て家庭の環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況の中、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、全ての子どもが“自分らしく”健やかに成長できる社会の実現を目指して、「第三期長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、基本的な視点に「こどもの権利を尊重する意識の醸成を図る」ことを新たに加えるとともに、基本施策として、「子育て相談の充実」をはじめ、「子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進」、「子育てに関する情報提供の充実」、「経済的支援の充実」等を新たに盛り込み、社会的課題に取り組むことで未来を担う子どもの「最善の利益」の実現を目指した、実効性の高いものとしました。

今後は、本計画に基づき、子どもたちや保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、一つひとつの施策や事業を着実に実施し、地域、子育てサークル、民間団体や企業の皆様とともに社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

そして、子どもを「将来を担う」というだけの存在ではなく、ともに「今を生きる市民」として、子どもの育ちを支え、全ての子どもが将来にわたって幸せに生きることができるまちが実現されるよう取り組んでいきます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（長野市版子ども・子育て会議）委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重な御意見・御提案をいただいた皆様、計画の策定に御協力いただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

令和７年４月

長野市長　荻　原　健　司

目　次

●第１部　総　　論 …… 1

第１章　計画策定に当たって …… 2
1　計画の概要 …… 2
2　計画策定の背景 …… 4
3　長野市の子ども・子育て環境の状況 …… 10
4　第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の評価 …… 23
5　長野市の子ども・子育て支援にかかる課題 …… 30

第２章　計画の基本的な考え方 …… 33
1　基本理念 …… 33
2　計画推進のための基本的な視点 …… 34
3　成果指標 …… 35
4　施策体系 …… 36

●第２部　施策の展開 …… 39

第１章　基本目標Ⅰ　安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠・出産期の保護者と子どもを支援する …… 40
基本施策①　生まれる前から妊娠・出産期前までの支援 …… 40
基本施策②　妊娠・出産期の支援 …… 42

第２章　基本目標Ⅱ　子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する …… 45
基本施策③　幼児期の教育・保育環境の整備 …… 45
基本施策④　幼児期の教育・保育の質の確保と向上 …… 49
基本施策⑤　障害児等への支援の充実 …… 53
基本施策⑥　子育て相談の充実 …… 62

第３章　基本目標Ⅲ　子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する …… 66
基本施策⑦　乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実 …… 66
基本施策⑧　社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実 …… 76
基本施策⑨　子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進 …… 85
基本施策⑩　子育てに関する情報提供の充実 …… 88
基本施策⑪　経済的支援の充実 …… 91

第４章　基本目標Ⅳ　地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する …… 94
基本施策⑫　地域における子育て支援の推進 …… 94
基本施策⑬　多様な働き方に対応する子育て支援の充実 …… 101

第５章　計画の推進 …… 105
1　市民や関係機関等との連携 …… 105
2　計画の達成状況の点検・評価 …… 105

●第３部　量の見込みと確保方策 …… 107

第１章　量の見込みと確保方策 …… 108
1　児童数の推計 …… 108
2　教育・保育提供区域の設定 …… 109
3　教育・保育事業の量の見込みと確保方策 …… 113
4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 …… 120

●第４部　資　料　編 …… 137
1　指標・目標値一覧 …… 138
2　計画策定の経緯等 …… 146
3　関係法令及び条例等 …… 150

第１部

総　　論

第1章 計画策定に当たって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

○本市では、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。引き続き、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第三期長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
○これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

(2) 計画の位置付け

○子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けます。
○母子保健の増進に関する事項など、次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とします。
○児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく、児童虐待防止のための施策を包含します。
○本市市政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、子どもの貧困対策推進法に基づく「長野市子どもの貧困対策計画」をはじめ、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図るものとします。

(3) 計画期間

○令和７年度から令和11年度までの５年間とします。
○社会情勢の変化や国の制度の変更、市の上位計画・関連計画の見直し、市民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年を目安として、事業や目標値等の見直しを実施します。

(4) 策定体制

○本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（長野市版子ども・子育て会議）」として位置づけられた、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の内容などについての協議を行いました。

【上位計画】
- 第五次長野市総合計画（H29～R8）

【根拠法】
- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法

方向性　規定

第三期長野市子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援対策行動計画と一体的に策定

整合　整合・参照

【関連計画】
- 第四次長野市地域福祉計画（R4～R8）
- 第三次長野市教育振興基本計画（R4～R8）
- 第２次長野市障害者基本計画（R3～R8）
- 第７期長野市障害福祉計画・第３期長野市障害児福祉計画（R6～R8）
- 第四次長野市健康増進計画・第四次長野市食育推進計画（R6～R11）
- 第五次長野市男女共同参画基本計画（R4～R8）
- 第三次長野市スポーツ推進計画（R4～R8）
- 第三次長野市文化芸術振興計画（H29～R8）
- 長野市子どもの貧困対策計画（R5～R9）

【長野県関連計画】
- 第三期長野県子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）
- 長野県子ども・若者支援総合計画（長野県こども計画）（R5～R9）

関連計画の名称	関連計画の期間 R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第五次長野市総合計画	H29～R8					R9～		
第三期長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6			R7～R11				
第四次長野市地域福祉計画	R4～R8					R9～R13策定予定		
第三次長野市教育振興基本計画	R4～R8					R9～R13策定予定		
第２次長野市障害者基本計画	R3～R8					R9～R14策定予定		
第７期長野市障害福祉計画・第３期長野市障害児福祉計画	R3～R5		R6～R8			R9～R11策定予定		
第四次長野市健康増進計画・第四次長野市食育推進計画	H29～R5		R6～R11					
第五次長野市男女共同参画基本計画	R4～R8					R9～R13策定予定		
第三次長野市スポーツ推進計画	R4～R8					R9～R13策定予定		
第三次長野市文化芸術振興計画	H29～R8					R9～R18策定予定		
長野市子どもの貧困対策計画		R5～R9						

2 計画策定の背景

(1) 各種法令・制度の動向

① こども基本法の制定

○こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における６つの基本理念】

1　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

2　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

3　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

5　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

6　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

② 子ども・子育て支援制度の改正

○「こども未来戦略」（令和５年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和６年６月に成立しました。

○主な改正点は次のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設　　等
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記　等
共働き・共育ての推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

③ 次世代育成支援対策

○次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和６年に改正、令和17年３月31日まで延長されました。

④ 児童虐待防止対策

○令和４年６月に児童福祉法が改正され、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

○また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新設されました。

⑤ 障害児支援施策

○日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和３年６月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

○令和４年６月の児童福祉法改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。

⑥ 子どもの貧困対策

○令和６年６月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことなどが明記されました。

⑦ 地域共生社会の実現

○令和２年６月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和３年４月より施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施

- 包括的相談支援事業
- 参加支援事業
- 地域づくり事業
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 多機関協働事業

⑧ 雇用・就労関連

○令和６年５月に育児・介護休業法が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられています。

(2) 県の動向

① 長野県子ども・子育て支援事業計画

○長野県では、令和２年４月に策定した「長野県子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度末をもって終了することから、令和７年度を初年度とする「第三期長野県子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

② 長野県子ども・若者支援総合計画（長野県こども計画）

○長野県では、平成30年３月に策定した「長野県子ども・若者支援総合計画」について、子ども・若者が置かれている環境の変化や新型コロナウイルス感染症の流行による影響等を踏まえ、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく子ども・若者を社会全体で支え、応援するため、令和５年度を初年度とする新たな「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定しました。

○「長野県子ども・若者支援総合計画」は、以下の計画を包含し、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付けられています。

- 長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- 県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例に基づく「行動計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」

夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現

Ⅰ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり
1 就業の支援
2 結婚の支援
3 妊娠、出産及び子育ての支援
4 職場環境の整備
5 ライフデザイン教育の推進
6 地域の特性を生かした取組等
7 社会全体の気運醸成

Ⅱ 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり
1 子どもの貧困対策
2 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援
3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
4 ニート・ひきこもりの支援
5 障がいのある子どもの支援
6 発達障がいの支援
7 医療的な配慮を必要とする子どもの支援
8 子ども・若者のいのちを支える
9 特に配慮が必要な子どもの支援

Ⅲ 健やかに成長、自立できる社会づくり
1 幼児教育の推進
2 心身の健康の基盤づくり
3 青少年の健全育成
4 子どもの性被害防止

(3) 長野市の動向

① 第五次長野市総合計画

○平成29年度から令和８年度を計画期間とする「第五次長野市総合計画」では、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」としています。

○保健福祉分野の進めるべき政策の一つに「少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援」を掲げています。

【将来像】

幸せ実感都市
「ながの」

【保健・福祉分野】

人にやさしく
人がいきいき暮らす
まち「ながの」

【子ども・子育て支援関連政策・施策】

少子化対策、
切れ目のない子ども・子育て支援

- 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援
- 子どもの成長を育む環境の充実
- 社会的援助を必要とする家庭等の自立支援

② 第３期長野市障害児福祉計画

○令和３年度から令和５年度までを計画期間とする「第２期長野市障害児福祉計画」の満了に伴い、「第３期長野市障害児福祉計画」を策定しました。

○「第２次長野市障害者基本計画（計画期間　令和３年度～令和８年度）」、「第７期障害福祉計画（計画期間　令和６年度～令和８年度）」と一体的に重点的に取り組む分野を定め、分野ごとに個別施策を定めて障害児支援の取組を推進しています。

【第２次長野市障害者基本計画の基本的な考え方】

【基本理念】

障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を生かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す

【基本的視点】

視点１　一人ひとりの尊重
視点２　包括的な支援
視点３　地域で支え合う福祉の推進

【計画の基本的な方向】 ※第７期長野市障害福祉計画・第３期長野市障害児福祉計画

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実
- 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉サービスを担う人材の確保
- 障害者の社会参加を支える取組の促進

③ 長野市子どもの貧困対策計画

〇本市ではこれまで「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の個別施策の一つとして「子どもの貧困対策の推進」を掲げていましたが、令和５年３月に「長野市子どもの貧困対策計画」を策定しました。

〇貧困対策について重点的に取り組む５つの分野を定め、分野ごとに個別施策を定めて取組を推進しています。

【基本理念】

長野市に暮らす全ての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、前向きな気持ちで夢と希望を持って成長でき、地域や社会全体で子どもと家庭を見守り応援する、温かいまちの実現を目指します。

【基本的な視点】

① 親から子への貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指します。

② 親の妊娠・出産、子育てから子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援体制を構築します。

③ 支援が届きにくい子どもや家庭に配慮して取組を推進します。

【重点的に取り組む分野】

- 分野１　教育の支援
- 分野２　生活の安定に資するための支援
- 分野３　保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 分野４　経済的支援
- 分野５　支援体制の強化や制度の周知

3 長野市の子ども・子育て環境の状況

(1) 少子化の進行と世帯構成の変化

① 少子化の状況

本市の年少人口は、平成12年の59,035人から令和２年には42,777人と20年間で16,258人（27.5%）減少しています。生産年齢人口も減少傾向にあり、今後も少子化が急速に進行することが見込まれます。

出生数の推移をみると、平成20年の3,382人から令和５年には1,215人（35.9%）減少の2,167人となっています。合計特殊出生率は、平成26年以降概ね横ばいで推移していましたが、令和２年に低下し、再び横ばいで推移しています。

■年齢３区分別人口の推移

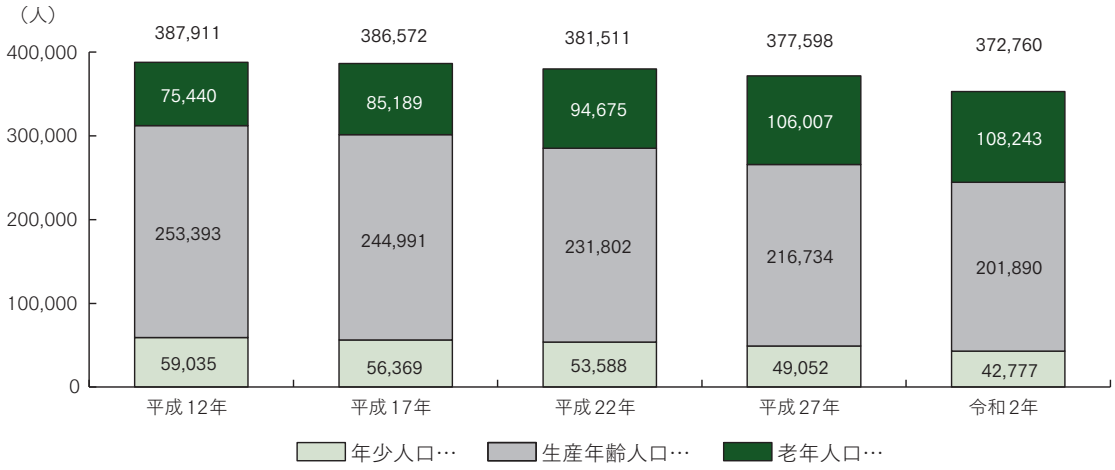

出典：国勢調査

■出生数及び合計特殊出生率の推移

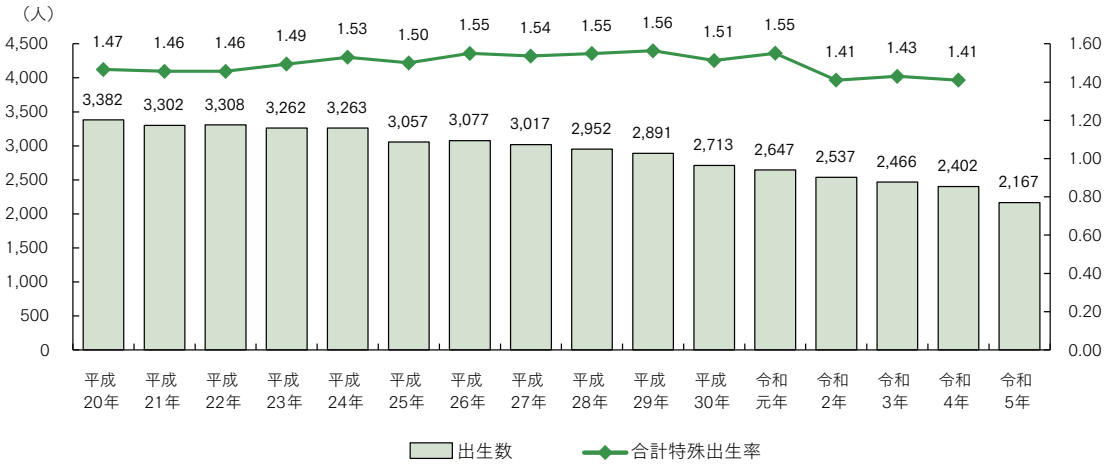

出典：人口動態統計、長野市企画課資料

② 世帯構成の変化

本市の総世帯数は増加傾向にあり、平成12年の139,289世帯から20年間で17,686世帯（12.7%）増加し、令和２年には156,975世帯となっています。１世帯あたり人員は年々減少し、平成12年の2.78人から令和２年には2.37人まで減少しています。

世帯構成の推移をみると、ここ20年間で単独世帯が増加する一方、３世代世帯が減少しています。長野県や全国と比べると、核家族世帯および３世代世帯の割合は、全国より高く、長野県より低くなっています。また、少子化に伴い、６歳未満の子どもがいる世帯が減少してきています。

■総世帯数及び１世帯あたり人員の推移

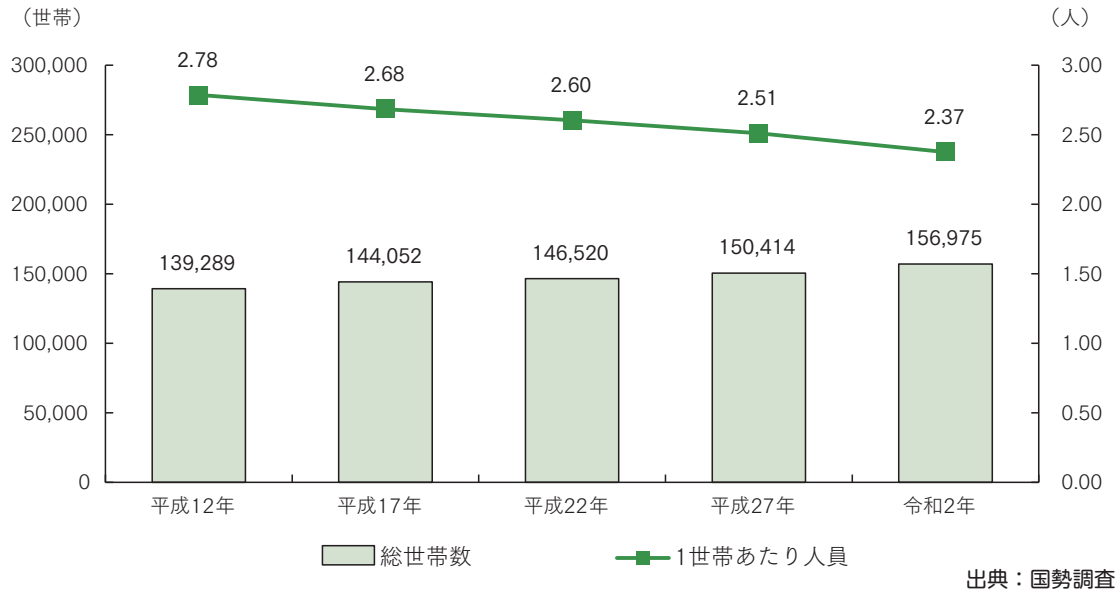

出典：国勢調査

■世帯構成の推移及び県・全国との比較

	長野市				長野県	全国
	平成22年		令和２年		令和２年	令和２年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	146,221	－	156,645	－	－	－
単独世帯	39,893	27.3%	52,425	33.5%	31.0%	38.0%
核家族世帯	85,995	58.8%	86,000	54.9%	56.1%	54.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	12,389	8.5%	9,998	6.4%	6.3%	6.8%
母子世帯	1,918	1.3%	1,542	1.0%	1.2%	1.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	321	0.2%	223	0.1%	0.2%	0.2%
父子世帯	192	0.1%	155	0.1%	0.1%	0.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	15	0.01%	9	0.01%	0.01%	0.01%
３世代世帯	13,682	9.4%	8,950	5.7%	7.6%	4.2%

出典：国勢調査

（2）婚姻・離婚の状況

婚姻数は減少傾向がみられます。人口千人に対する婚姻数（婚姻率）も低下してきており、特に令和２年以降、大きく低下しています。離婚件数は平成28年以降減少しつづけています。離婚率も令和２年以降、低下しています。

性別・年齢別未婚率の推移をみると、男性女性ともに、35-39歳を除いて未婚率が上昇しており、特に45歳以上で上昇幅が大きくなっています。50歳時未婚率では、令和２年時点で男性が23.9%、女性が14.9%となっており、平成22年から大きく上昇しています。

■婚姻数・率及び離婚数・率の推移

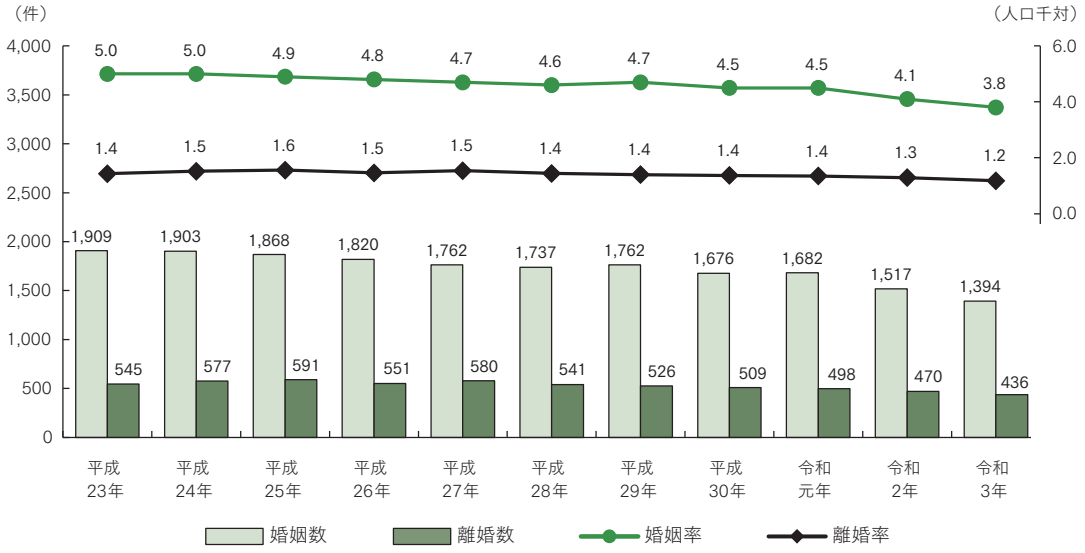

出典：人口動態統計

■性別・年齢別未婚率の推移

	男性			女性		
	平成22年	令和2年	差	平成22年	令和2年	差
15-19歳	99.5%	99.7%	0.2	99.3%	99.7%	0.4
20-24歳	92.9%	93.4%	0.5	88.7%	90.9%	2.2
25-29歳	69.3%	69.7%	0.4	59.7%	61.1%	1.4
30-34歳	43.9%	45.9%	2.0	33.0%	35.1%	2.1
35-39歳	33.3%	32.7%	△0.6	22.0%	21.8%	△0.2
40-44歳	26.0%	27.2%	1.2	16.0%	18.4%	2.4
45-49歳	19.6%	25.5%	5.9	10.9%	16.3%	5.4
50-54歳	16.0%	22.4%	6.4	7.5%	14.2%	6.7
50歳時未婚率	16.5%	23.9%	7.4	8.9%	14.9%	6.0

出典：国勢調査

(3) 家庭における子育ての状況

① 子育ての楽しさ・負担感

ニーズ調査の結果から子育ての楽しさについてみると、「とても楽しい」と「まあ楽しい」を合わせた『楽しい』と回答した人の割合が９割を超えています。

子育ての負担感について、１割弱の人が「とても感じる」と回答し、「ある程度感じる」を合わせた『感じている』の割合が６割以上となっています。

５年前の調査結果と比べると、子育てが『楽しい』と回答した人の割合が増加する一方、負担を『感じている』人の割合も増加しています。

■子育ての楽しさ

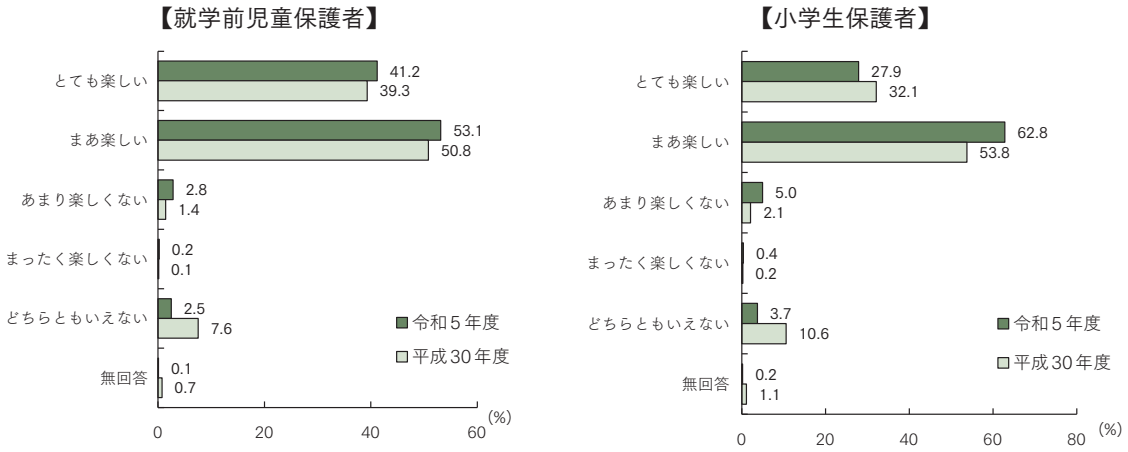

出典：H30、R5ニーズ調査

■子育ての負担感

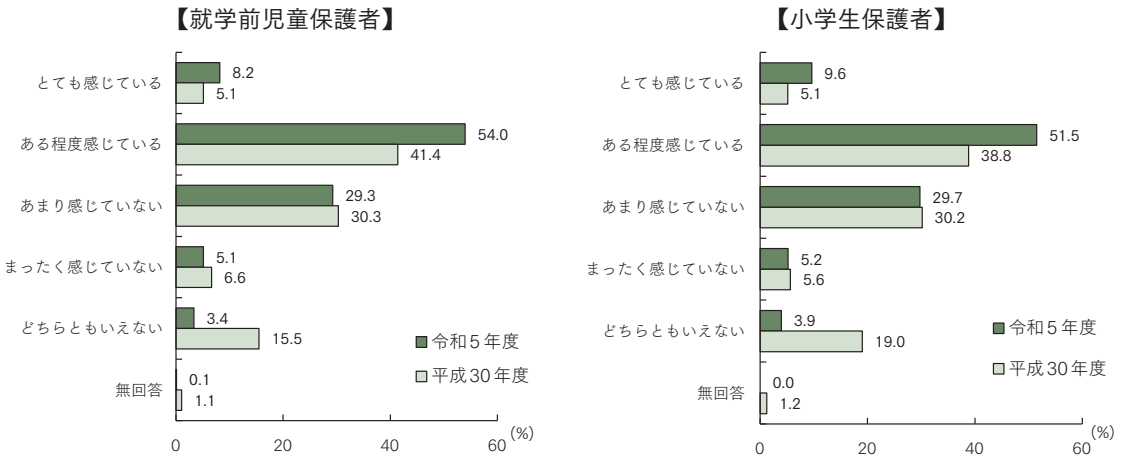

出典：H30、R5ニーズ調査

② 子育ての悩みや不安

ニーズ調査の結果から保護者の悩みや不安をみると、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」、「出費がかさむこと」、「病気や発育・発達に関すること」が上位に来ています。また、就学前児童保護者では「仕事や自分のことが十分にできない」、小学生保護者では「子どもの教育・学力に関すること」の割合も高くなっています。

子育ての負担感を「とても感じる」人の悩みや不安の状況をみると、「仕事や自分のことが十分にできない」「子どもとの接し方に自信が持てない」「病気や発育・発達に関すること」「子どもを叱りすぎている気がする」等で、全体との差が大きくなっています。

■子育ての悩みや不安【上位５項目】

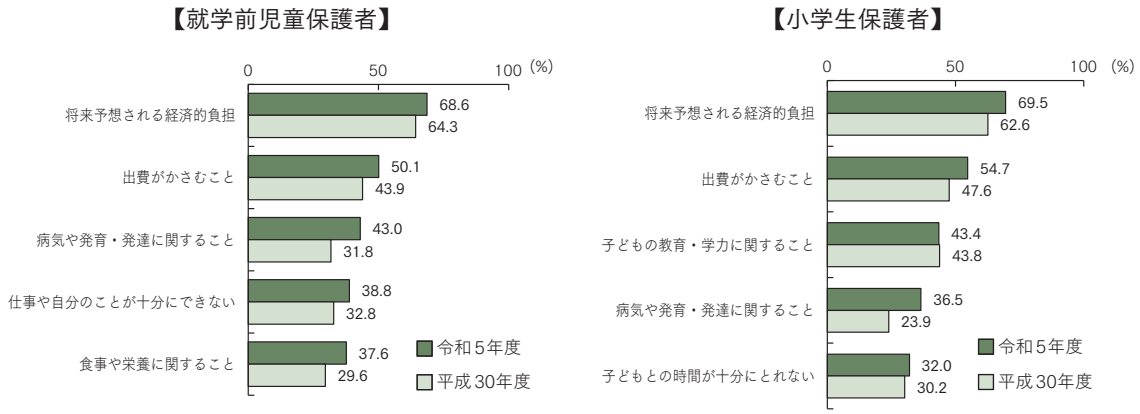

出典：H30、R5ニーズ調査

■負担感が強い人の悩みや不安【全体と差が大きい５項目】

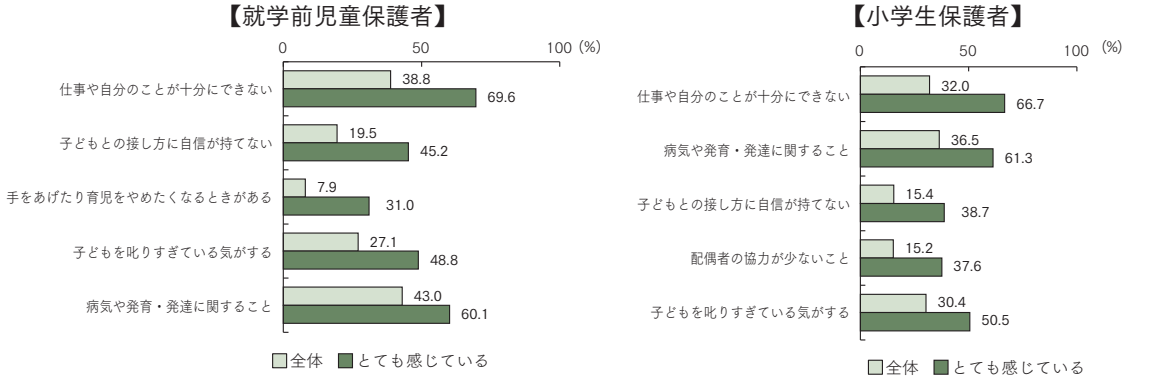

出典：H30、R5ニーズ調査

③ 子育てについての相談相手

気軽に相談できる相手がいない人は、就学前児童保護者で１割弱、小学生保護者で１割強となっており、前回と比べて増加しています。

気軽に相談できる相手として「祖父母などの親族」「友人や知人」が上位に来ています。前回と比べて「友人・知人」「保育園・幼稚園・認定こども園（就学前児童保護者）」の割合がやや減少しています。

■子育てをする上で、気軽に相談できる相手の有無

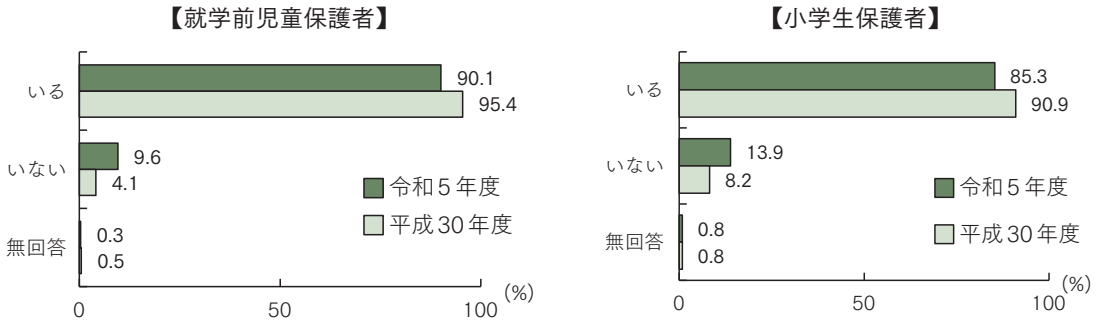

出典：H30、R5ニーズ調査

■子育てに関して、気軽に相談できる相手（上位５項目）

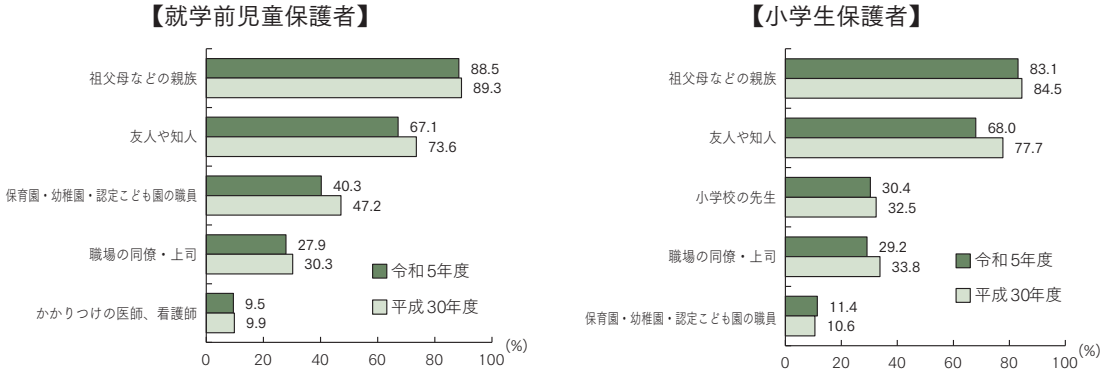

出典：H30、R5ニーズ調査

④ 子育てに関する情報

ニーズ調査の結果から子育てに関する情報の入手先をみると、就学前児童保護者では「インターネット」、小学生保護者では「隣近所の人、知人、友人」の割合が最も高くなっています。前回と比べると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「インターネット」の割合が増加し、「隣近所の人、知人、友人」の割合が減少しています。

子育てに関する欲しい情報は、就学前児童保護者では「子ども向けのイベント情報」、「公園などの遊び場の情報」、「子ども連れでも入店しやすい飲食店の情報」等が、小学生保護者では「子ども向けのイベント情報」、「習い事やスポーツ活動の情報」、「公園などの遊び場の情報」等がそれぞれ上位に来ています。

■子育てに関する情報の主な入手先【上位５項目】

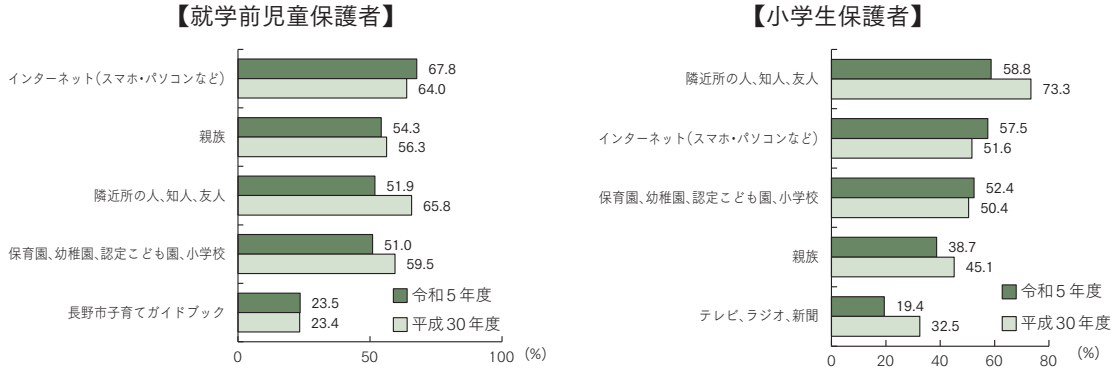

出典：H30、R5ニーズ調査

■子育てに関する欲しい情報【上位５項目】

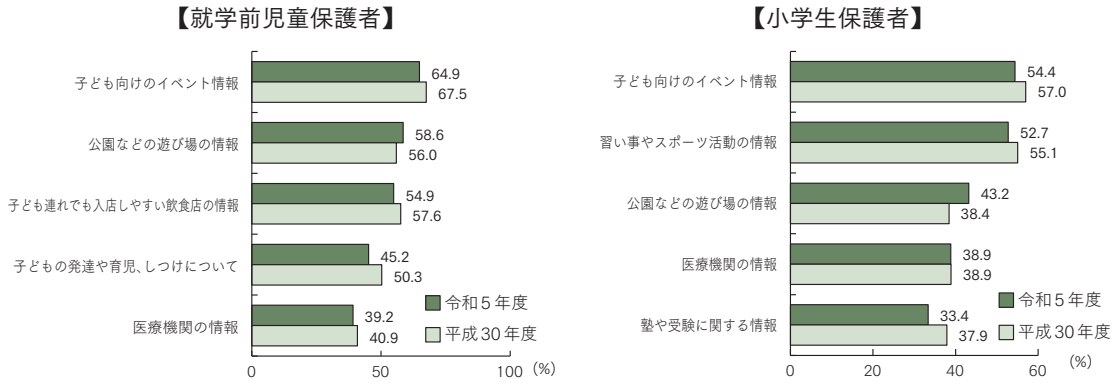

出典：H30、R5ニーズ調査

（4）就労意向と保育ニーズ

① 女性の就労状況

女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成22年から令和２年までの20年間で25歳以上の労働力率が上昇しています。特に30歳代で上昇幅が大きく、いわゆるM字カーブ※がややゆるやかになっています。

また、女性の従業上の地位は、平成22年から令和２年にかけて「正規職員・従業員」の割合が増加し、「家族従業・内職」、「その他」の割合が減少しています。

※ M 字カーブ：女性の労働力率が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し，育児が落ち着いた時期に再び上昇することを表したことば。女性の年齢別労働力率を折れ線グラフにしたときに、M の形になることからそういわれている。

■女性の労働力率の変化

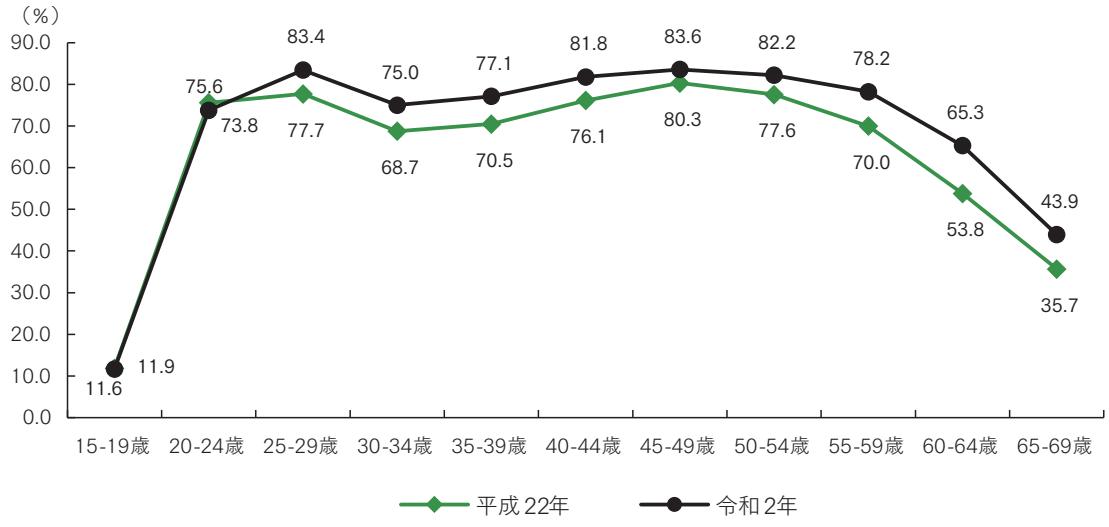

出典：国勢調査より算出

■女性の従業上の地位の構成比の推移

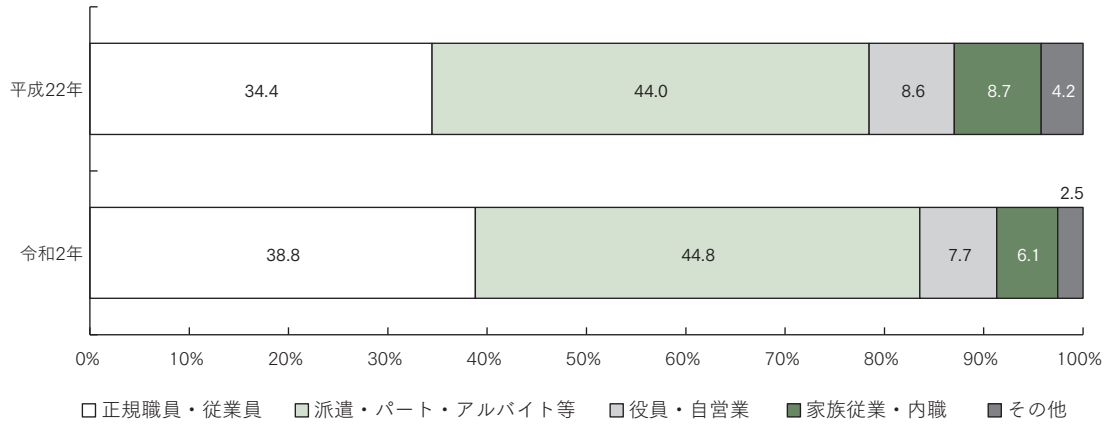

出典：国勢調査より算出

ニーズ調査の結果から母親の就労意向をみると、「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）」の割合が大幅に増加し、「パートタイムなどで就労」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、妊娠・出産後も産休・育休を活用しつつ、フルタイムで就労している人が増えていることがうかがえます。

母親のパート・アルバイトからフルタイムへの転換意向をみると、「フルタイムへの転換予定がある」の割合がやや増加しています。

■母親の就労状況

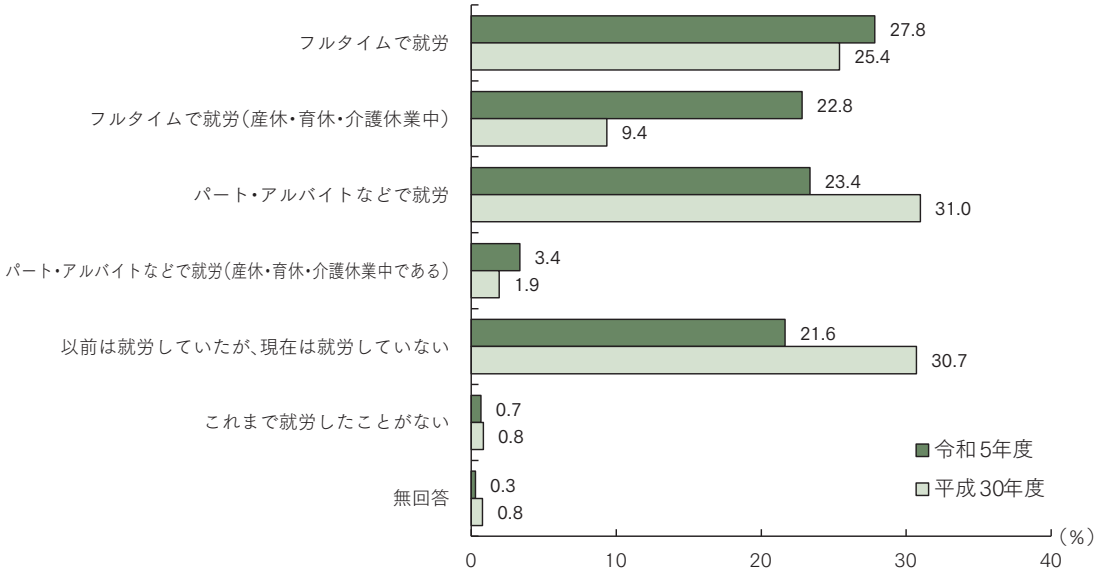

出典：R5ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■パートからフルタイムへの転換意向

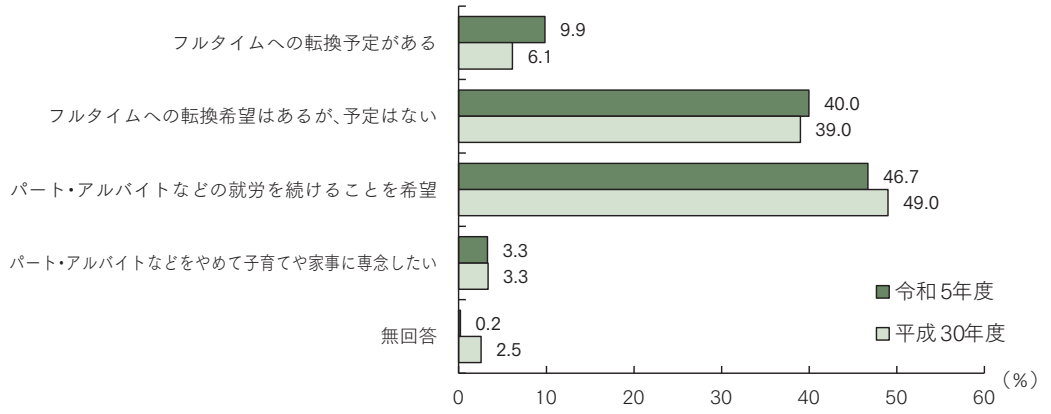

出典：R5ニーズ調査（就学前児童の保護者）

② 保育ニーズの状況

保育所・幼稚園の利用者は、平成29年度以降、減少傾向にあります。認定区分ごとにみると、１号・２号は減少していますが、３号は概ね横ばいで推移しています。

年齢別に保育所申込率（人口に対する申込者数の割合）の推移をみると、０歳、１・２歳で、申込率が上昇しており、特に１・２歳の申込率が平成27年度の38.8% から令和６年度には57.2%と大きく上昇しています。

■保育所・幼稚園の利用状況

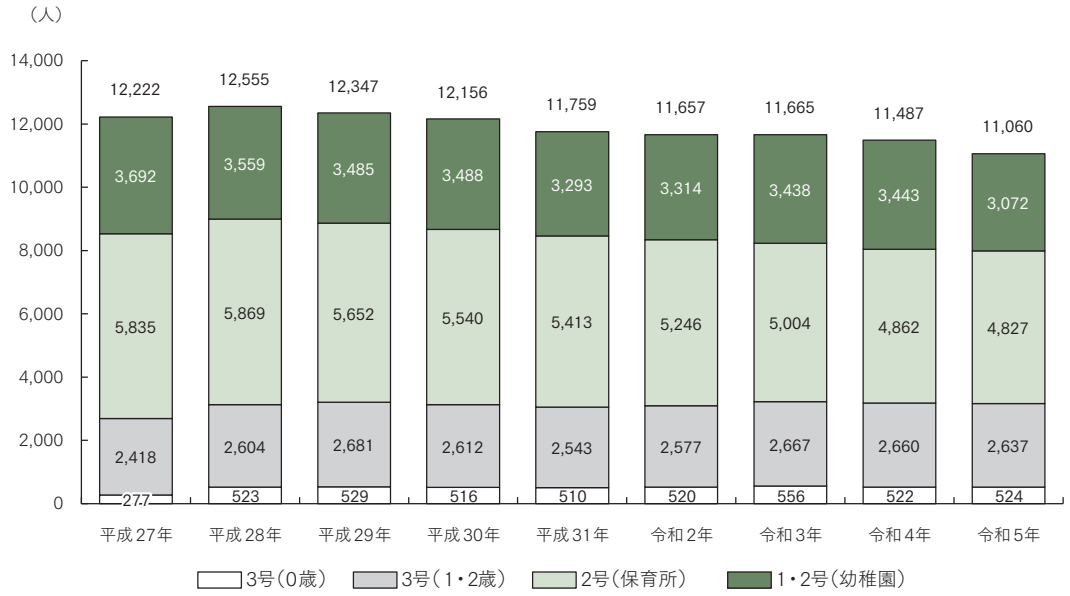

出典：長野市保育・幼稚園課

■保育所申込率の推移

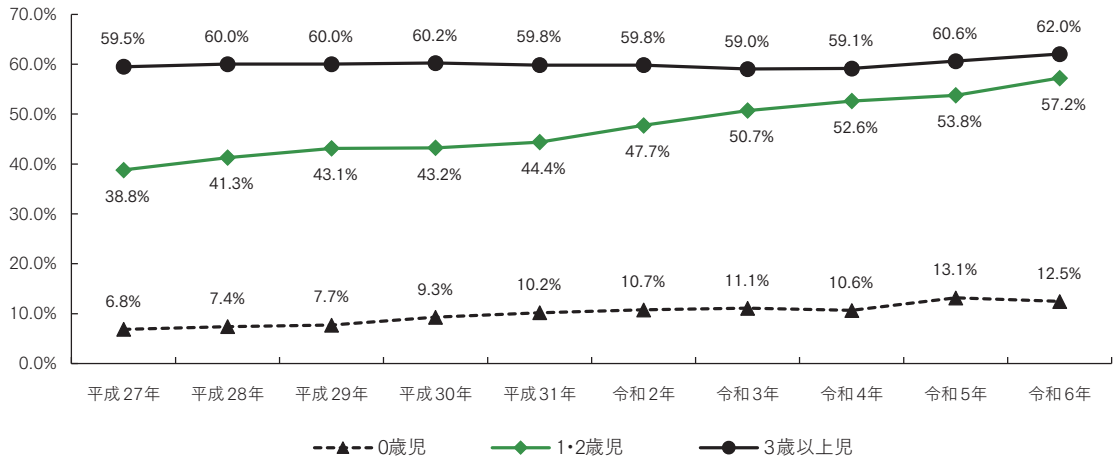

出典：長野市保育・幼稚園課（各年度４月１日時点）

(5) 地域における子育て支援

① 住民主体による支え合い活動

ファミリー・サポート・センターの会員数は、依頼会員、提供会員、両方会員のいずれも、令和元年度以降減少傾向となっています。活動件数は、平成27年以降減少傾向が続いていましたが、令和５年度は前年に比べて増加しています。

子育てサークル開催地区数およびサークル数は、令和３年以降、大きく減少しています。会員数も年々減少しており、平成29年の1,225人から令和６年には1,000人以上減少し、179人となっています。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況

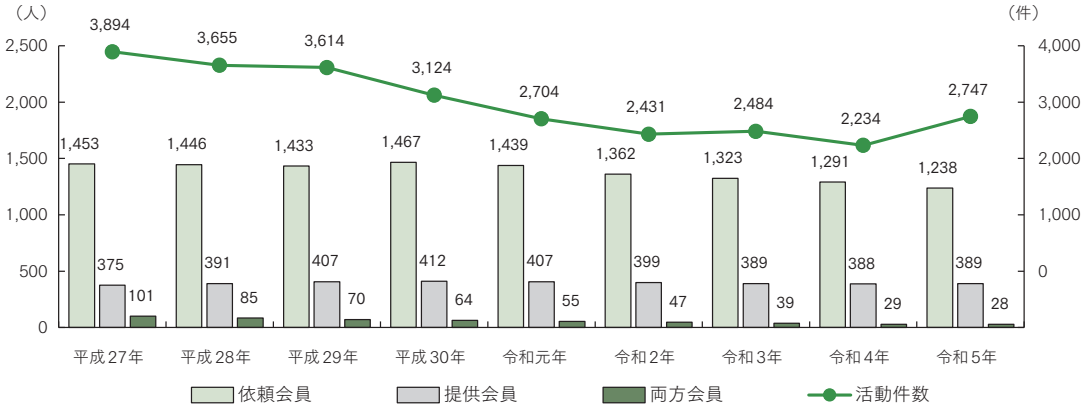

出典：長野市保育・幼稚園課

■子育てサークルの状況

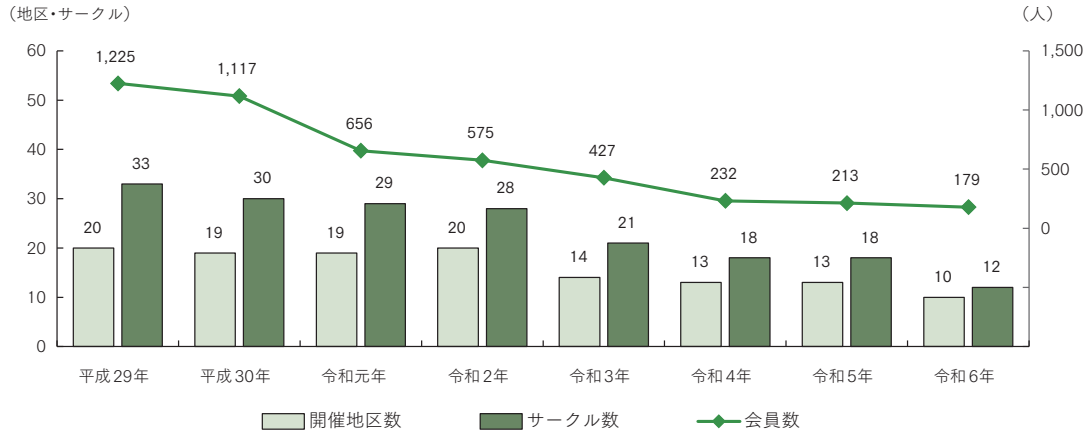

出典：長野市保育・幼稚園課

② 地域における居場所・相談支援

放課後子ども総合プランの登録者数は、平成29年度まで増加し、その後は概ね横ばいで推移していますが、登録率は上昇傾向にあり、令和６年には50％を超えています。

地域子育て支援拠点（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）の利用者数は、平成29年度以降減少し、令和２年度にはコロナ禍の影響で大きく減少しましたが、令和５年度には大きく増加しています。

利用者支援事業の利用者数は、母子保健型（ながの版ネウボラ）は、事業実施個所の増加に伴って令和元年度まで増加し、その後は概ね横ばいで推移しています。基本型（こども広場）は令和元年度から開始し、令和２年度で大きく増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

■放課後子ども総合プラン登録者数・率の推移

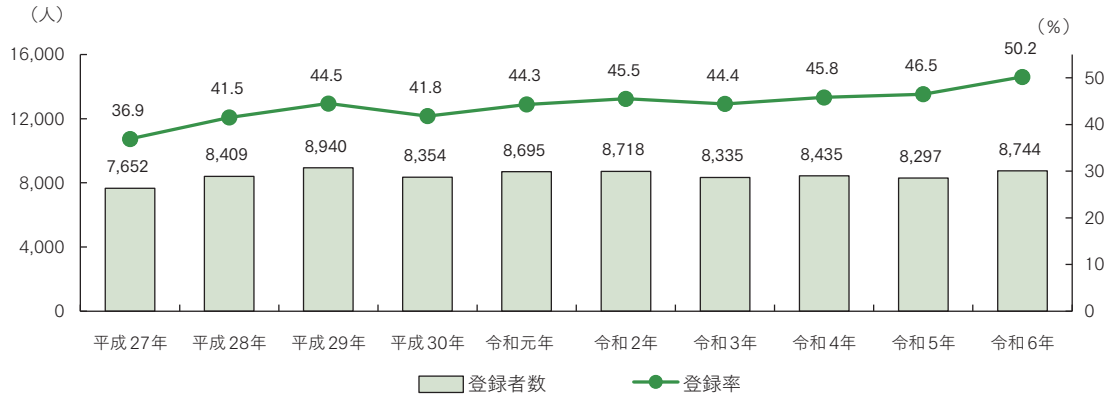

■地域子育て支援拠点利用者数の推移

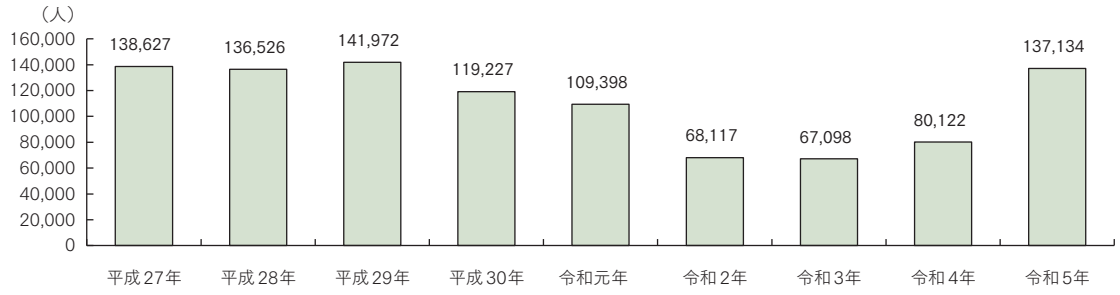

■利用者支援事業利用者数の推移

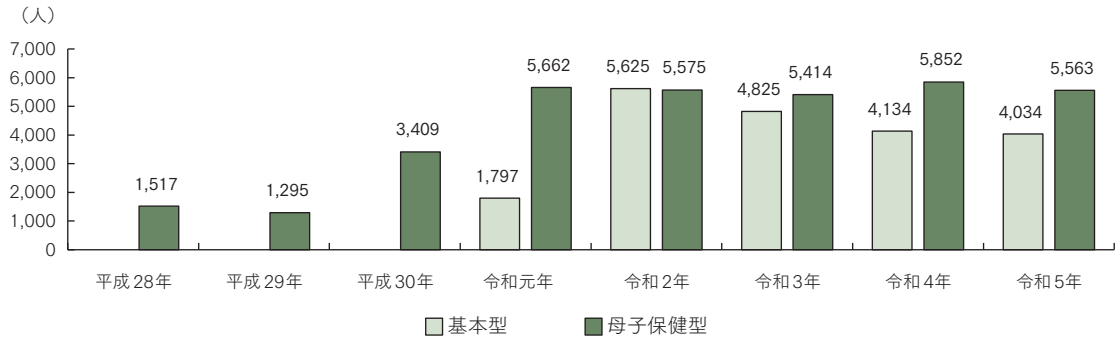

(6) 職域における子育て支援

アンケート調査の結果から育児休業の取得状況の変化をみると、母親、父親ともに「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

母親の短時間勤務制度を利用した人は６割強で、前回と比べて増加しています。

職場における子育て家庭に対する配慮について、就学前児童保護者では「育児休業を取得しやすい環境づくり」、小学生保護者では「子どもの看護休暇がとりやすい環境づくり」の割合がそれぞれ最も高くなっています。前回と比べてほとんどの項目で割合が増加しています。

■育児休業の状況（就学前児童保護者）

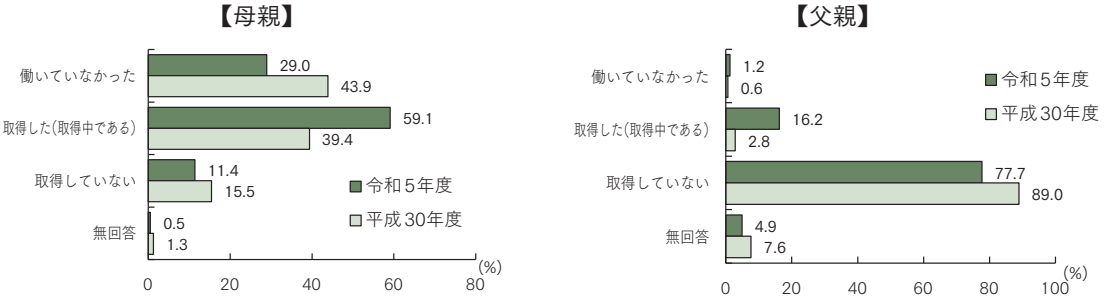

出典：H30、R5ニーズ調査

■母親の短時間勤務制度の利用状況（就学前児童保護者）

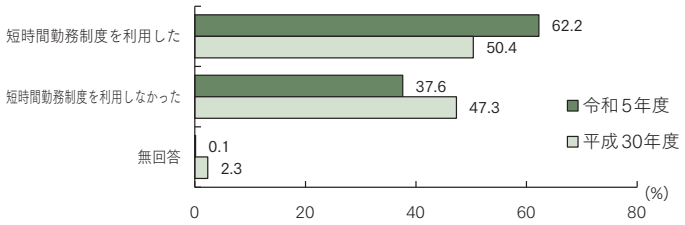

出典：H30、R5ニーズ調査

■職場において子育て家庭に対してどのような配慮があるか（上位５項目）

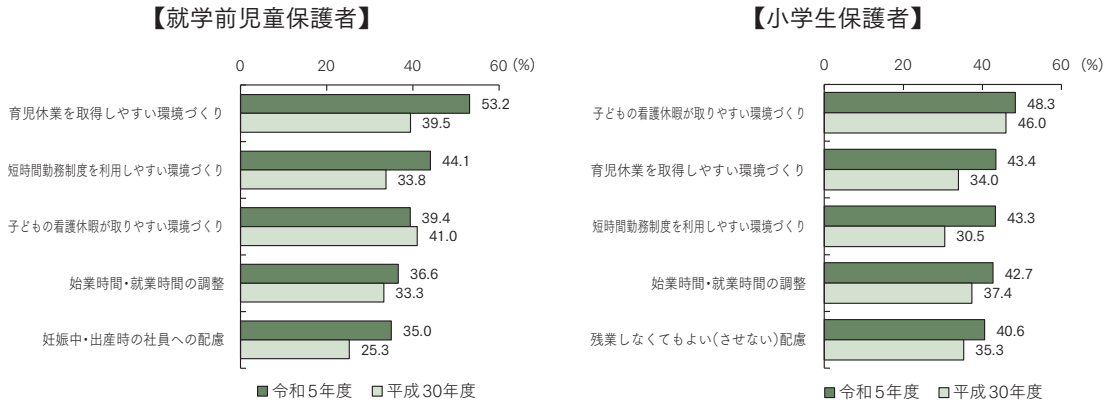

出典：H30、R5ニーズ調査

4 第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の評価

（1）成果指標の達成状況

【指標１　子育てが楽しいと感じる保護者の割合】

指標である「とても楽しい」と「まあ楽しい」の回答を合計した『楽しい』の割合は、就学前児童保護者では策定時に比べて4.2ポイント増加、小学生保護者は策定時に比べて4.8ポイント増加し、いずれも目標値を上回っています。

対象	策定時の値（平成30年度）	目標値（令和５年度）	実績値（令和５年度）	達成状況
就学前児童の保護者	90.1%	91.0%以上	94.3%	達成
小学生児童の保護者	85.9%	86.0%以上	90.7%	達成

【指標２　子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合】

子育てに負担を「とても感じている」と回答した割合は、就学前児童保護者では5.1%から8.2% に3.1ポイント増加、小学生保護者では5.1% から9.6% に4.5ポイント増加し、いずれも目標未達成となっています。

対象	策定時の値（平成30年度）	目標値（令和５年度）	実績値（令和５年度）	達成状況
就学前児童の保護者	5.1%	5.0%以下	8.2%	未達成
小学生児童の保護者	5.1%	5.0%以下	9.6%	未達成

【指標３　合計特殊出生率】

平成29年の1.56から令和元年の1.55まで概ね横ばいで推移していましたが、令和２年に1.41まで落ち込み、その後も低い値で推移し、令和４年で1.41となっており、目標値の1.65を大きく下回っています。

策定時の値（平成29年度）	目標値（令和４年度）	実績値（令和４年度）	達成状況
1.56	1.65以上	1.41	未達成

（2）個別事業の指標の達成状況

① 指標の進捗状況

指標を定めた個別事業81事業のうち、33事業（40.7%）で「A」評価（順調に進み目標に近づいている、または目標値を達成している）、14事業（17.3%）で「B」評価（Aには達していないものの基準値より上昇している）となっています。一方で、「C」評価（基準値と同じ）が３事業（3.7%）、「D」評価（基準値から後退している）が31事業（38.3%）あります。

進捗がみられなかった事業については、課題等に対し具体的な対応を図りながら今後も引き続き取組を進めるとともに、第三期計画においては現在の状況やニーズに合わせて必要に応じて事業内容を見直し、成果を的確に把握できる指標の設定を検討します。

	A	B	C	D	計
基本目標Ⅰ	1 50%	1 50%	0 －	0 －	2
基本目標Ⅱ	14 50.0%	5 17.9%	1 3.6%	8 28.5%	28
基本目標Ⅲ	14 46.7%	5 16.7%	1 3.3%	10 33.3%	30
基本目標Ⅳ	4 19.0%	3 14.3%	1 4.8%	13 61.9%	21
計	33 40.7%	14 17.3%	3 3.7%	31 38.3%	81

上段：指標数　下段：指標数の割合（小数点以下第２位で四捨五入）

進捗率の計算式：{(実績値－基準値）÷（目標値－基準値)} × 100

A	順調に進み目標値に近づいているまたは目標値を達成している（進捗率75%以上）
B	Aには達しないものの基準値より上昇している（進捗率０%超75%未満）
C	基準値と同じ（進捗率０%）
D	基準値から後退している（進捗率がマイナス）

② 指標を定めていない事業の進捗状況

指標を定めていない個別事業35事業のうち、16事業（45.7%）が「A」評価（計画以上に進んでいる）、16事業（45.7%）が「B」評価（計画どおりに順調に進んでいる）となっており、全体の９割以上の事業で計画以上もしくは計画どおりに進捗しています。「C」評価は３事業（8.6%）となっています。

	A	B	C	D	計
基本目標Ⅰ	3 100.0%	0 –	0 –	0 –	3
基本目標Ⅱ	6 33.3%	10 55.6%	2 11.1%	0 –	18
基本目標Ⅲ	6 60.0%	4 40.0%	0 –	0 –	10
基本目標Ⅳ	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 –	4
計	16 45.7%	16 45.7%	3 8.6%	0 –	35

上段：事業数　下段：事業数の割合（小数点以下第２位で四捨五入）

A	計画以上に進んでいる
B	計画どおり順調に進んでいる
C	計画どおりに進んでいない
D	計画より遅れている

（3）教育・保育事業の量の見込みと確保の実績

第二期計画における教育・保育事業における量の見込みと計画期間の確保の内容の実績は以下のとおりです。

３号認定（１・２歳）で令和３～４年度において確保の内容が量の見込みを下回りましたが、それ以外では確保の内容が量の見込みを上回っています。

①　１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

【単位：人】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）		3,314	3,438	3,443	3,072
	1号認定	3,314	2,542	2,372	2,184
	２号認定（学校教育の利用希望）		896	1,071	888
確保の内容（b）		5,089	5,026	4,871	4,892
	特定教育・保育施設	1,229	1,166	1,391	1,412
	確認を受けない幼稚園	3,860	3,860	3,480	3,480
過不足（b－a）		1,775	1,588	1,428	1,820

②　２号認定（保育利用）

【単位：人】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	5,246	5,004	4,862	4,827
確保の内容（b）	6,028	5,976	5,918	5,819
過不足（b－a）	782	972	1,056	992

③　３号認定

【単位：人】

０歳	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	520	556	522	524
確保の内容（b）	672	678	684	678
過不足（b－a）	152	122	162	154
１・２歳	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	2,577	2,667	2,660	2,637
確保の内容（b）	2,645	2,643	2,658	2,659
過不足（b－a）	68	△ 24	△ 2	22

参考　**子ども・子育て支援新制度における支給認定区分**

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	利用できる施設
１号認定	３～５歳	なし	幼稚園、認定こども園
２号認定		あり	保育所、認定こども園
３号認定	０～２歳		保育所、認定こども園、地域型保育

（4）地域子育て支援事業の量の見込みと確保の実績

第二期計画における地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと計画期間の確保の内容の実績は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

【単位：か所】

① 基本型	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	2	2	2	2
確保の内容（b）	2	2	2	2
過不足（b－a）	0	0	0	0
② 母子保健型	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	7	7	9	9
確保の内容（b）	7	7	9	9
過不足（b－a）	0	0	0	0

② 延長保育事業

【単位：人】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	1,545	1,553	1,267	1,619
確保の内容（b）	1,545	1,553	1,267	1,619
過不足（b－a）	0	0	0	0

③ 放課後子ども総合プラン

【単位：人】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	8,718	8,335	8,435	8,297
留守家庭児童	8,585	8,223	8,306	8,225
希望児童	133	112	129	72
確保の内容（b）	12,287	12,422	13,387	13,446
過不足（b－a）	3,569	4,087	4,952	5,149

④ ショートステイ・トワイライトステイ

【単位：人日／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	532	703	735	524
確保の内容（b）	532	703	735	524
過不足（b－a）	0	0	0	0

⑤ はじめまして赤ちゃん事業

【単位：件／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	2,649	2,711	2,564	2,451
確保の内容	保健所・保健センター保健師による訪問			
	訪問委託保健師・助産師による訪問			

⑥ 養育支援訪問事業

【単位：件／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	202	208	209	207
確保の内容（b）	202	208	209	207
過不足（b－a）	0	0	0	0

⑦ こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

【単位：人回／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	68,117	67,098	80,225	137,134
確保の内容（b）	68,117	67,098	80,225	137,134
過不足（b－a）	0	0	0	0

⑧ 一時預かり事業

【単位：人日／年】

① 幼稚園等に在園する園児	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	128,935	120,875	133,514	108,998
確保の内容（b）	128,935	120,875	133,514	108,998
過不足（b－a）	0	0	0	0
② 一般型・余裕活用型・訪問型	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	10,061	11,495	10,811	12,595
確保の内容（b）	10,061	11,495	10,811	12,595
過不足（b－a）	0	0	0	0

⑨ 病児・病後児保育事業

【単位：人日／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	143	428	389	351
確保の内容（b）	2,190	2,184	2,202	2,862
過不足（b－a）	2,047	1,756	1,813	2,511

⑩ ファミリー・サポート・センター

【単位：人日／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み（a）	2,431	2,484	2,234	2,747
確保の内容（b）	2,431	2,484	2,234	2,747
過不足（b－a）	0	0	0	0

⑪ 妊婦健康診査

【単位：人／年】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	2,536	2,439	2,318	2,192
確保の内容	県内全ての医療機関で実施			

5 長野市の子ども・子育て支援にかかる課題

各種法令・制度の動向や本市の子ども・子育て環境の状況、第二期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の本市の子ども・子育て支援にかかる課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) 結婚・出産支援の充実

全国的に少子化・人口減少が進んでいます。国は「こども未来戦略」を策定し、「加速化プラン」において、急速な少子化・人口減少対策として今後３年間に集中的に取り組むべき具体的施策を示しています。

本市でも、出生数が減少、合計特殊出生率が低下し、少子化が進行しています。また、生産年齢人口の減少に加え、婚姻数・婚姻率が減少し、未婚率が上昇しており、今後ますます少子化が進行することが見込まれることから、結婚や出産の希望を叶えることができるための支援を充実させていく必要があります。

○結婚や出産、子育てに夢を持ち、喜びを感じることのできる環境づくりを進めていくことが必要です。
○出会いの場を創出するとともに、結婚・出産にかかる経済的負担や不安の軽減を図っていく必要があります。
○安心して出産・子育てできるよう、妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化していく必要があります。

(2) ニーズに対応した教育・保育事業等の充実

母親の労働力率が上昇し、特に子育て世代となる30歳代で上昇幅が大きくなっています。また、正規職員・従業員の割合が高まっており、保育ニーズの高まりがうかがえます。保育所への申込状況をみても、０歳及び１・２歳の保育所申込率が上昇しています。

こうした中、ニーズ調査の結果をみると、子育てに強い負担を感じている人では、「仕事や自分のことが十分にできない」ことに悩んでいる人の割合が高くなっており、仕事と子育ての両立を支援するための多様な保育ニーズへの対応が求められています。

少子化による子どもの数の減少と保育ニーズの高まりを勘案し、ニーズに対応した教育・保育事業の充実を図っていく必要があります。

○母親の労働意欲の高まり等に伴う保育ニーズを把握し、教育・保育事業のニーズ量を適正に見込み、提供体制を確保していく必要があります。
○多様な働き方や家族構成の変化等に応じたきめ細かな子ども・子育て支援サービスの充実・多様化を図っていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

近隣関係の希薄化や核家族化の進行に伴い、身近に子育てを経験し、相談できる相手がいない環境となってきています。ニーズ調査の結果をみると、子育てする上で気軽に相談できる相手がいない人は、就学前児童保護者で１割弱、小学生保護者で１割強となっており、前回調査と比べて増加しています。

国では、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの一体的相談支援を行う「こども家庭センター」や身近な場所で気軽に相談できる「地域子育て相談機関」の設置を努力義務化するとともに、「重層的支援体制整備事業」を創設するなど、制度面での整備を進めており、本市においても、相談支援体制の構築・強化を図っていく必要があります。

〇身近な場所で気軽に相談できる各種相談窓口の周知および利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
〇関係部署・機関の連携による包括的な支援体制の構築・強化を図っていく必要があります。

(4) 子育てにかかる負担感の軽減

ニーズ調査の結果をみると、１割弱の人が子育てに負担感を「とても感じている」と回答し、「ある程度感じている」を合わせると６割以上の人が負担感を感じており、その割合が増加しています。多くの子育て家庭で経済面での負担や将来への不安を感じています。

中でも負担感が強い人では、そうでない人に比べて「仕事や自分のことができないこと」に加えて、子どもとの接し方に自信が持てない、子どもを叱り過ぎている気がするなど、育児のしかたに関する悩み・不安を持つ人の割合が高くなっています。

子育てにかかる負担感を軽減していくためには、経済的支援と併せ、保護者が抱える悩みや不安に寄り添い、支えていくことが必要です。

〇子育てにかかる経済的負担の軽減に向けた支援を充実させていく必要があります。
〇様々な機会を通じて、育児に対する悩みや不安を早期に把握していくとともに、きめ細かな支援が行える体制の強化が必要です。
〇柔軟な働き方ができる環境づくりと共働き・共育ての推進を図っていく必要があります。

(5) 全ての子どもの健やかな育ちを支える体制の強化

令和５年４月に施行された「こども基本法」は、全てのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。また、児童福祉法の改正により児童虐待防止対策が強化され、医療的ケア児及びその家族を支援するための法律が成立しています。

ニーズ調査の結果をみると、病気や発育・発達について悩みや不安を持つ保護者が増加しています。

こうした状況を踏まえ、子どもの最善の利益を優先した子ども施策を推進していくための仕組みづくりを推進するとともに、全ての子どもの適切な養育・生活が保障され、誰ひとり取り残さず、心身ともに健やかに成長していくための支援を強化していく必要があります。

〇子どもの権利の尊重と子ども施策における子どもの意見の反映の仕組みづくりを進めていく必要があります。
〇年齢や発達、障害の状況等に応じたきめ細かく切れ目のない支援体制の強化を図っていく必要があります。

(6) 地域における子育ち・子育て支援の推進

近隣関係の希薄化に加えて、コロナ禍では様々な交流活動や地域活動が制限され、地域のつながりや支え合い、子育て家庭同士の交流等が希薄になる中、本市においても、ファミリー・サポート・センターの活動件数や子育てサークルの会員数は右肩下がりとなっています。

一方、ニーズ調査の結果をみると、育児休業の取得や短時間勤務制度の利用割合が増加するなど、職域において子育て家庭に対する配慮等が進んできている状況がうかがえます。

今後も、地域社会全体で次世代育成の重要性の認識を共有しつつ、子育て家庭を支えていく体制の強化を推進するとともに、子どもが地域の中で様々な体験・交流を通じて健やかに成長していくことができる環境づくりを進めていく必要があります。

〇地域全体で子どもを育てる気運の醸成や職場等での子育て家庭への理解・配慮を促進していく必要があります。
〇学校や家以外に、地域の中で子どもが安心して過ごすことができ、様々な交流ができる居場所の充実が必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会の実現を目指します。

すべての子育てが喜びとなり
すべての子どもが自分らしく健やかに成長するために

【キャッチフレーズ】
～わくわく子育て　すくすく子ども～

※「自分らしく」

基本的な人権や権利が守られ、一人ひとりの個性や意見が尊重され、その能力を最大限延ばすことができ、夢や希望を持ち、その実現に向けて、周りの理解や支えを得ながら成長していくことを表現しています。

2 計画推進のための基本的な視点

国・県の動向や本市が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、計画推進のための基本的な視点を以下のとおりとします。

① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。

② すべての子どもの健やかな育ちを支援する

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができるような支援を行います。

③ 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整えます。

④ 親としての成長を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指します。

⑥ こどもの権利を尊重する意識の醸成を図る

すべての子どもが個人として尊重され、健やかな成長、発達、自立が図られるよう、社会全体で子どもの権利を尊重する意識の醸成を図ります。

3 成果指標

子育てが喜びとなっている状況について、「親が子育てに不安や負担を抱えながらも、子どもの健やかな成長を願いつつ、家族や親せきをはじめ、周囲の人たちの支えや理解・協力を得ながら、楽しく子育てをしている状況」とし、また、親が過度に不安や負担を感じている状態は、子どもの健やかな成長や子どもを産み育てることへの希望にも影響すると考え、本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定します。

【指標１】子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合

対象	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和10年度）
就学前児童の保護者	94.3%	95.0% 以上
小学生児童の保護者	90.7%	91.0% 以上

【指標２】子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合

対象	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和10年度）
就学前児童の保護者	8.2%	8.0% 以下
小学生児童の保護者	9.6%	9.0% 以下

【指標３】合計特殊出生率

現状値 （令和４年度）	目標値 （令和９年度）
1.41	1.65以上

※目標値の年度・年について

指標１・２ …本計画の最終年度である令和11年度の１年前に実施する予定のニーズ調査において把握し、評価を行うため、令和10年度としています。

指標３ …本計画の評価を行う計画最終年の令和11年時点では２年前の数値が直近値となるため、令和９年の値を目標値とします。

4 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標
すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが自分らしく健やかに成長するために ～わくわく子育て すくすく子ども～	子どもの最善の利益が実現される社会を目指す	Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠・出産期の保護者と子どもを支援する
	すべての子どもの健やかな育ちを支援する	Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する
	連続性を踏まえた発達を支援する	
	親としての成長を支援する	Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する
	社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う	
	こどもの権利を尊重する意識の醸成を図る	Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策	個別施策
① 生まれる前から妊娠・出産期前までの支援	1 結婚・子育てを含む将来のライフデザイン検討の機会の提供
② 妊娠・出産期の支援	2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実
③ 幼児期の教育・保育環境の整備	3 幼児期の教育・保育環境の整備
	4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
	5 認定こども園の整備促進
④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進
	7 職員配置の充実
	8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進
	9 幼児教育アドバイザーの育成・配置
⑤ 障害児等への支援の充実	10 障害等生きづらさの早期の把握と相談支援・療育体制の充実
	11 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化
	12 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実
	13 障害等に対する理解促進
	14 外国につながる子どもへの支援
	15 災害時の子どもや家族への支援
⑥ 子育て相談の充実	16 身近な相談体制の充実、専門的な相談の充実
⑦ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実	17 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実
	18 地域子ども・子育て支援事業の充実
⑧ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実	19 ひとり親家庭の自立支援の推進
	20 子どもの貧困対策の推進
	21 児童虐待防止対策の充実
⑨ 子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進	22 安心安全な居場所、第三の居場所の充実
⑩ 子育てに関する情報提供の充実	23 子育て情報の発信の充実
⑪ 経済的支援の充実	24 経済的支援の充実
⑫ 地域における子育て支援の推進	25 子育て支援ネットワークづくり
	26 地域における子ども・子育て支援活動の活性化
	27 子どもの権利を尊重する意識の醸成
⑬ 多様な働き方に対応する子育て支援の充実	28 ワーク・ライフ・バランスを含む働き方の見直しの促進
	29 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第２部
施策の展開

第1章 基本目標Ⅰ

安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠・出産期の保護者と子どもを支援する

基本施策① 生まれる前から妊娠・出産期前までの支援

■目指す姿

○結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることを前提とし、多くの若者が結婚や子どもを産み育てることに明るい未来をイメージし、その実現に希望を持ち、叶えることができる。

■施策の展開

【個別施策１】結婚・子育てを含む将来のライフデザイン検討の機会の提供

若者を対象に、セミナーやワークショップ等の開催を通して、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識など、人生設計の参考になる情報を伝えることで将来を考える機会を提供します。

また、結婚や妊娠・出産を希望する若者に対し、出会いの場の創出、新婚世帯の新居や不妊に対する支援等を行います。

＜主な事業＞

0101　若い世代の描くライフデザイン等支援　　移住推進課

●若者を対象に、結婚・子育てを含む将来のライフデザインを描くために必要な知識や情報を提供します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
「ライフデザインを考えるきっかけになった」人の割合	74%	74%

0102　結婚新生活支援事業　　移住推進課

●結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し支援します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
認知度（申請世帯のうち婚姻前に本支援事業を知っていた世帯の割合）	50%	75%

0103　マリッジサポートデスクの運営　移住推進課

●結婚を希望する人の出会いの場を創出するため「長野市マリッジサポートデスク」を運営し、「ながの結婚マッチングシステム」への登録サポートなどを行います。

0104　長野地域連携中枢都市圏結婚支援事業　移住推進課

●圏内の多様な地域・観光資源等を活用し、結婚を希望する若者の出会いの機会が拡大する効果的な事業を検討し、実施します。

0105　乳幼児とふれあう機会の提供　保育・幼稚園課

●乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、将来、親となり子育てにかかわる際の予備知識を得る大切な機会となることから、保育所等において中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
受入可能施設数	90施設	90施設

0106　思春期保健相談　保健所健康課

●思春期におけるからだの変化、性に関する悩み、心の問題などについて、保健師が電話相談に応じます。

0107　不妊・不育症相談　保健所健康課

●不妊・不育症に関する様々な悩みや不安について、不妊カウンセラーによる面接相談及び保健師による電話相談を行います。

0108　不妊治療費助成事業　保健所健康課

●医療保険が適用される不妊治療のうち、生殖補助医療（体外受精、顕微授精）及び男性不妊治療を受けられたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、自己負担額の一部を助成します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
申請件数	496件	500件

基本施策② 妊娠・出産期の支援

■目指す姿

○妊娠・出産に対する身体的、精神的、経済的な不安や負担、リスクが軽減され、安全・安心に妊娠・出産ができる。
○出産後の産婦の心身の健康が確保され、乳幼児が健やかに育っている。

■施策の展開

【個別施策２】妊娠・出産期の支援と相談体制の充実

母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援するとともに、支援が必要な家庭等を早期に把握し、適切に関係機関や各種制度等へつなぎます。

また、母子保健と児童福祉分野の一体的な運営を行う「こども家庭センター」を設置するとともに、全ての妊婦と面談し伴走型の支援を行うなど、妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援します。

＜主な事業＞

0201　妊婦健康診査　　保健所健康課

●全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる費用を公費負担します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
受診率	100%	100%

0202　産婦健康診査　　保健所健康課

●心身ともに不調が起こりやすい出産間もない産婦の健康状態を把握し、必要な支援につなげるために、受診する産婦健康診査費用の一部を公費で助成します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
受診率	88.9%	100%

0203　妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）　保健所健康課

●母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
母子保健コーディネーター等による相談件数	6,509	6,177

0204　乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）　保健所健康課

●生後３か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、適切な指導、助言を行うとともに、母親のメンタルヘルスや育児支援の必要性を把握し支援につなげます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
訪問率	96.1%	100%

0205　マタニティセミナー　保健所健康課

●母子健康手帳交付時に、妊婦及びその家族を対象に「マタニティノート」を配布し、母子の健康管理に見通しが持てるよう保健指導を行います。
●妊娠中の食事について学ぶための食講座を開催します。
●第一子を出産予定の妊婦及びその家族を対象としたマタニティセミナーを開催し、生涯にわたる健康づくりの基盤となるよう保健指導の実施、出産育児に関する情報提供と支援を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
参加者数	715人	889人
開催回数	60回	66回

＜関連事業＞

1602　こども家庭センター　保健所健康課／子育て家庭福祉課

●母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う「こども家庭センター」を設置・運営します。

※個別施策16に主な事業として掲載

1806　産後ケア事業　保健所健康課

●出産後１年未満で、心身のケアや育児のサポート等、支援を必要としている全ての人を対象として、医療機関又は助産所における宿泊、通所もしくは訪問により、母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助します。

※個別施策18に主な事業として掲載

2505　ふたご・みつご広場　保健所健康課

●ふたご・みつごの妊産婦とその家族が、妊娠から出産、育児に至るまでの不安・ストレス等を軽減し、生き生きと子育てができるよう支援します。

※個別施策25に主な事業として掲載

第2章 基本目標Ⅱ

子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する

基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備

■目指す姿

○幼児期の子どもを安心して預けることができる場が確保されることで、それぞれの価値観や状況に応じた多様な働き方ができ、子育ての負担や不安、孤立感が和らぎ、また、全ての子どもの健やかな育ちが支えられている。

■施策の展開

【個別施策３】幼児期の教育・保育環境の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。

また、満３歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

※第３部に量の見込みと確保方策を記載

参考　子ども・子育て支援新制度における支給認定区分

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	利用できる施設
１号認定	３～５歳	なし	幼稚園、認定こども園
２号認定		あり	保育所、認定こども園
３号認定	０～２歳		保育所、認定こども園、地域型保育

＜主な事業＞

0301　１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）　保育・幼稚園課

- 施設型給付制度へ移行を希望する法人に対して、必要な助言等を行います。
- 幼稚園の預かり保育への財政的な支援を継続します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
提供体制充足区域数	２区域	２区域

0302　２号認定（保育利用）　保育・幼稚園課

●利用定員の弾力運用により受入れを実施している保育所等について、量の見込みを踏まえ、適正な利用定員の設定を促します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
提供体制充足区域数	12区域	12区域

0303　３号認定（０歳）　保育・幼稚園課

●教育・保育提供区域によっては、保育ニーズの上昇が見込まれるため、既存園の利用定員の再配置等を行い、提供体制の確保を図ります。
●慢性化する保育士不足に対応するため、保育士確保に向けた取組を更に推進するとともに、私立保育所等の協力を得ながら保育スペースの確保を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
提供体制充足区域数	12区域	12区域

0304　３号認定（１・２歳）　保育・幼稚園課

●教育・保育提供区域によっては、保育ニーズの上昇が見込まれるため、既存園の利用定員の再配置等を行い、提供体制の確保を図ります。
●慢性化する保育士不足に対応するため、保育士確保に向けた取組を更に推進するとともに、私立保育所等の協力を得ながら保育スペースの確保を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
提供体制充足区域数	７区域	12区域

※教育・保育提供区域とは
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業共通の区域設定とすることが基本となります（基本型）。認定区分や地域子ども・子育て支援事業により利用実態が異なる場合は、実態に応じて、認定区分ごと又は事業ごとに区域設定をしています（応用型等）。

0305　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保　保育・幼稚園課

- 「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、過誤請求・支払いの防止に努め、公平かつ適正に行います。なお、法定代理受領については、施設等運営事業者と連携し、施設等運営事業者の経営・運営に配慮しながら行います。
- 特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、確実・適正に行います。また、長野県と連携を図り、必要に応じて施設・運営者等の情報を共有し、適切な対応を行います。

0306　教育・保育施設の環境改善・機能強化　保育・幼稚園課

- こども・子育て支援事業債などを活用し、教育・保育施設の室内（空調設備、照明設備、安全対策、調理機能など）・室外（園庭整備、猛暑対策など）の環境改善・機能強化等に取り組みます。

【個別施策４】産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、産休・育休明け入所予約により安心して育児休業を取得できるようにし、職場復帰への不安を解消します。

＜主な事業＞

0401　産休・育休明け入所予約制度　保育・幼稚園課

- 産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、保育所の入所申込みについて予約制度を取り入れることにより、スムーズな職場復帰の支援をします。

0402　利用者支援事業（保育コーディネーター事業）　保育・幼稚園課

- 保育サービスのガイド役として、保育・幼稚園課窓口において保護者の希望や家庭状況を聞き取り、適切な相談対応を行うなど、利用に向けた必要な支援を行います。

＜関連事業＞

0703　保育人材の確保　　保育・幼稚園課

- ハローワーク及び保育士等養成校との連携の強化と、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけや県内外養成校の地元出身の学生を対象とした市内保育所への就職要請等の取組を推進するとともに、就労条件等の処遇改善を図ります。
- 保育現場就労に向けた研修や職場体験（実習）の機会を設けます。
- 保育士を目指す学生を増やすため、インターネットなども活用しながら、保育士の魅力を発信していきます。

※個別施策７に主な事業として掲載

【個別施策５】認定こども園の整備促進

多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

なお、幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

＜主な事業＞

0501　認定こども園整備促進　　保育・幼稚園課

- 市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

基本施策④　幼児期の教育・保育の質の確保と向上

■目指す姿

○幼児期の子どもたちが、安全・安心な環境の中で、様々な大人や子ども同士の交流、多様な遊びや体験等を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎が培われている。

■施策の展開

【個別施策６】発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携体制を維持しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、共通した考え方に基づいた実践活動を行います。

また、教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めた全ての子どもと保護者に対し、関係機関と幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等と連携した支援を図ります。

＜主な事業＞

0601　幼保小連携会議　　保育・幼稚園課、学校教育課

- 幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、より円滑な接続について研究を進めるとともに、接続期カリキュラムの改善を図ります。

0602　地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）　　保育・幼稚園課

- 気軽に親子の交流や子育て相談ができるこども広場において、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言など寄り添い型の子育て支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
- 複数の保育所等に併設されている地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行います。
- 支援センターに勤務する子育て支援員の研修の充実を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
実施か所数	19か所	23か所

0603　おひさま広場　保育・幼稚園課

●未就園児と保護者を対象とした園開放を行い、在園児と交流することに加え、講演会・講習会・父と子のふれあい事業を通し、子育ての情報提供を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実施か所数	93か所	95か所
利用者数	31,749人	33,000人

【個別施策７】職員配置の充実

子どもの年齢に応じたきめ細かな教育・保育と子どもの安全・安心の確保が可能な職員配置の改善に努めるとともに、職員の資質及び専門性を高めるための取組を推進します。

また、関係機関と連携し、子育て支援員の養成や保育士の養成・確保、有資格者の活用等を促進します。

＜主な事業＞

0701　教育・保育施設等の職員配置の充実　保育・幼稚園課

●基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行います。

0702　子育て支援員の育成・確保　保育・幼稚園課

●子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方を対象に長野県が実施する「子育て支援員研修」について、市民へ周知し、受講者を増やすよう努めます。

●認定者に対する現任・フォローアップ研修の充実により、子育て支援員の資質向上を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
現任・フォローアップ研修開催数	１回	１回

0703　保育人材の確保　　保育・幼稚園課

- ハローワーク及び保育士等養成校との連携の強化と、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけや県内外養成校の地元出身の学生を対象とした市内保育所への就職要請等の取組を推進するとともに、就労条件等の処遇改善を図ります。
- 保育現場就労に向けた研修や職場体験（実習）の機会を設けます。
- 保育士を目指す学生を増やすため、インターネットなども活用しながら、保育士の魅力を発信していきます。

【個別施策８】職員の職務能力向上に向けた取組の推進

各施設における職員研修の実施や関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加を促進するとともに、教育・保育施設等職員の合同研修の実施などを行い、専門性の向上に向けた取組を促進します。

また、職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

＜主な事業＞

0801　職員研修の促進　　保育・幼稚園課

- 長野市保育士研修計画に基づき、「専門的な知識・技術」を習得するための研修に取り組みます。
- オンライン研修を取り入れるなど、効率の良い参加しやすい環境を整えるとともに、資質向上のためのキャリアアップ研修等を取り入れ、内容の充実を図っていきます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
研修会開催回数	63回	63回

0802　園の自己評価及び第三者評価の促進　　保育・幼稚園課

- 長野県福祉サービス第三者評価基準を基に、市内の教育・保育施設等で自己評価を実施し、結果の公表に努めます。また、外部機関による第三者評価の実施を推進し、教育・保育施設の質の維持・向上を図ります。
- 「保育所における自己評価ガイドライン」に沿った自己評価の実施について、公立施設での徹底と、私立施設への助言等を行います。また、保育所保育指針に則り、結果の公表に努め、広く意見を聴取し保育の更なる改善につなげます。
- 第三者評価について、公立施設は５年に１回以上受審します。また、私立施設に対して、受審の働きかけ等を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実施園数	50園	60園

0803　職員の処遇改善　保育・幼稚園課

- 公立保育所等については、人事院勧告に基づき職員処遇改善を図るとともに、公立保育所会計年度任用職員フルタイム保育士等の賃金を含めた処遇改善に取り組みます。
- 民間保育士等については、国制度の公定価格の上乗せであるため、今後も国の方針に基づき処遇改善を実施します。

【個別施策９】幼児教育アドバイザーの育成・配置

教育・保育施設等における幼児教育体制の充実を図り、専門性の高いきめ細かな支援ができるよう、教育・保育施設等を巡回して助言を行う「幼児教育アドバイザー（保育指導員）」の育成・配置を行います。

＜主な事業＞

0901　幼児教育アドバイザーの育成　保育・幼稚園課

- 信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー（保育指導員）の育成及び資質向上に努めます。

0902　幼児教育アドバイザーによる巡回指導　保育・幼稚園課

- 教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行います。また、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図ります。

基本施策⑤ 障害児等への支援の充実

■目指す姿

○障害の有無や国籍等にかかわらず、全ての子どもが、必要な支援を受け、合理的配慮のもと、その個性や能力を十分に発揮しながら、自分らしく、安心して共に暮らしていくことができる。

■施策の展開

【個別施策10】障害等生きづらさの早期の把握と相談支援・療育体制の充実

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

また、障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

＜主な事業＞

1001　発達支援あんしんネットワーク事業　　子育て家庭福祉課／こども総合支援センター

- 乳幼児健診、２歳児健康教室などの結果等により、発達に何らかの問題が心配される幼児の相談に応じ支援を開始します。
- すくすく相談、すくすく広場、あそびの教室、乳幼児発達健診、はぐくまファイルの作成により支援が必要な子どもやその保護者についての支援を関係機関と連携協力を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
にこにこ園訪問相談延べ園児数	977人	1,000人
あそびの教室参加延べ人数	758人	780人

1002　児童発達支援センター　　障害福祉課

- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行います。
- 障害児の保護者や地域の障害児通所支援事業所、その他関係者からの相談に応じ、専門的な助言その他必要な援助等の相談支援機能により、障害児支援の中核的役割を担います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
設置か所数	２か所	２か所以上

1003　障害児相談支援・計画相談支援　障害福祉課

● 指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援するとともに、利用計画の質の向上を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
相談員数	66人	77人
計画作成率	100%	100%

1004　長野市障害ふくしネットこども部会　障害福祉課

● 保健、福祉、教育に携わる関係者のこども部会への参加による障害への理解や、福祉分野との連携の必要性に対する理解促進を図ります。
● 障害のあるこどもの支援ガイド「情報ツゥー」を発行し、活用を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
部会開催回数	23回	23回

＜関連事業＞

1601　こども総合支援センター「あのえっと」　こども総合支援センター

● 乳幼児、児童・生徒など、子どもにかかわるワンストップの相談窓口として、教育、発達、心理関係の専門の相談員が常駐し、電話やメール、来所による相談に応じます。また、相談内容に応じて、教育委員会や小・中学校、幼稚園・保育園、その他関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

※個別施策16に主な事業として掲載

1605　発達相談支援センター　　障害福祉課

- 障害のある子どもや発達が気になる子どもの家族の相談に応じ、子どもが適切な支援が受けられ、家族が安心して子育てできる環境を整えていくことができるよう、専門の相談員を配置します。

※個別施策16に主な事業として掲載

1701　乳幼児健康診査　　保健所健康課

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、全ての乳幼児の状況把握をすることで、虐待の予防的対応を行います。
- 低体重児・未熟児、長期療養児等である乳幼児には、母子専門相談で個別性の高い支援を行います。

※個別施策17に主な事業として掲載

【個別施策11】教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

幼稚園・保育所・認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応や適切な教育的支援が可能な体制の強化を図ります。

障害児が利用する通所支援事業所の確保とスタッフの正しい知識の習得に努め、提供サービスの資質向上を図ります。

＜主な事業＞

1101　障害児保育事業　　保育・幼稚園課

- 特別支援にかかわる研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上を図るとともに、各教育・保育施設で障害児保育の中心的役割を担うリーダー的人材を育成します。
- 安定した看護職の確保や加配など、医療ケアの必要な子どもの公立保育所等の受入体制の整備を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
研修受講園数	67園	70園

1102　教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）　子育て家庭福祉課／こども総合支援センター

- 教育・保育施設からの申請に基づき、発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
訪問延べ回数	723回	730回
相談実園児数	831人	780人
相談延べ園児数	977人	1,000人
保護者相談延べ人数	536人	540人

1103　障害児通所支援　障害福祉課

- 障害児に対し、児童発達支援（未就学児童）、放課後等デイサービス（就学児童）、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供します。
- 本人や家族の相談支援を行い、サービス等利用計画に基づき、利用者の課題解消に向けたサービスを提供するとともに、定期的にモニタリングを行い、提供しているサービス内容を検証します。
- 障害別の講演会等を開催し、スタッフが障害に対する正しい理解と支援を学習する機会を設け、提供サービスの資質向上を図ります。

指　標		基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
利用者数	児童発達支援	247人	259人
	放課後等デイサービス	943人	1,295人
	保育所等訪問支援	39人	56人
	居宅訪問型児童発達支援	0人	1人

1104　障害児自立サポート事業　障害福祉課

- 障害児の食事等の生活介護サービスの提供や、自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減します。
- 利用ニーズは今後も増加が見込まれますが、介護者である家族に対する支援としての本事業を必要な人に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
登録者数	1,072人	1,270人

＜関連事業＞

1201　障害児親子交流体験　　保育・幼稚園課

●公立保育所等全園で、入園とならない障害児を対象とした園児との交流を実施します。

※個別施策12に主な事業として掲載

【個別施策12】特別支援教育・インクルーシブ教育の充実

特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援教育支援員の配置、特別支援教育巡回相談員の派遣等により、様々な特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めるとともに、合理的な配慮の提供や教職員の専門性の向上等により、インクルーシブ教育システムの実現のための環境整備を進めます。

また、庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

＜主な事業＞

1201　障害児親子交流体験　　保育・幼稚園課

●公立保育所等全園で、入園とならない障害児を対象とした園児との交流を実施します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実施園数	28園（全園）	28園（全園）

1202　長野市教育センター研修講座の開催　　学校教育課

●管理職や特別支援学級担任、通常の学級担任、特別支援教育コーディネーターなど、様々な立場の教職員の指導力、支援力向上を図るための特別支援教育講座を実施します。

1203　特別支援教育支援員等の配置　学校教育課

- 市立小・中学校のニーズを的確に把握し、効果的・効率的に特別支援教育支援員を配置するとともに、人員の確保に努めます。
- 医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する小・中学校に医療的ケア看護職員を配置し、必要な支援を行います。
- 特別支援教育支援員及び医療的ケア看護職員を加えた学校全体としてのチーム支援の在り方について研究していきます。

1204　特別支援教育巡回相談員　学校教育課

- 特別支援教育巡回相談員を小・中学校に派遣し、発達障害にかかる対応や合理的配慮等の特別支援教育の在り方について、教職員等への指導・助言を行います。
- 巡回相談をより充実させ、学校全体としてのチーム支援の在り方について研究していきます。

1205　幼保小連絡会議、小中連絡会　学校教育課

- 幼稚園・保育所、障害児通所支援事業所から小学校への円滑な接続や中学校就学、高校入学に当たっての情報交換を行います。
- 登校支援コーディネーター、特別支援コーディネーター研修会の際に各学校に対して幼保小連絡会議、小中連絡会の重要性を周知します。

1206　教育支援委員会　学校教育課

- 保健、医療及び教育に携わる委員による就学相談並びに就学判断を実施します。
- 就学先判断後においても一貫した支援を行うとともに、学びの場の見直しを丁寧に行います。

【個別施策13】障害等に対する理解促進

子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療育の促進を図るため、保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行います。

また、市民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図るとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が助け合い、共に生きていく共生社会の実現に向けた取組を強化します。

＜主な事業＞

1301　障害理解の学習会の開催　障害福祉課

●障害特性の理解や対応について学ぶため、地域からの依頼により民生児童委員等を対象にした学習会や、障害ふくしネットと連携した公開学習会、出前講座等を開催します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
開催回数	９回	12回
参加者数	304人	400人

1302　障害理解に関するリーフレット作成　障害福祉課

●障害理解を促進するためのリーフレットを作成し、市内小学校や事業所、小売店等に配布します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
配布か所数	41か所	110か所

1303　障害者週間事業　障害福祉課

●障害者等への関心と理解を更に深めてもらうため、毎年12月３日から12月９日までの障害者週間に、障害理解に関する講演会等を開催します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
参加者数	281人	350人

【個別施策14】外国につながる子どもへの支援

外国につながる子どもや保護者が安心して通園、子育てができるよう、教育・保育施設の利用、入園・入学手続きや子育て相談等の多言語による情報提供や支援体制の整備を進めるほか、国籍や性別等にかかわりなく、お互いの多様性を認め合う環境づくりを進めます。

＜主な事業＞

1401　外国語対応支援　　保育・幼稚園課

- 日本語に不慣れな外国籍の保護者を対象に教育・保育施設利用において困っていることや分からないこと、入園・入学時や子育て情報等について通訳員等による個別相談を実施します。

1402　外国籍等児童生徒教育支援　　学校教育課

- 外国籍等児童生徒のうち、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校を母語支援者が巡回訪問して、該当児童生徒の生活言語の習得や生活適応を図るための支援を行います。
- 言葉や文化・習慣の異なる外国籍等児童生徒が、安心して就学できる体制づくりや、一人ひとりの実情に応じた日本語指導の実践的研究を行うため、日本語指導センター校を指定します。

1403　多文化共生に関する職員研修の促進　　保育・幼稚園課

- 外国の文化、習慣、教育・保育を進める上での配慮等に関する研修に取り組み、外国籍の保護者理解や多文化共生に努めます。

【個別施策15】災害時の子どもや家庭への支援

台風や地震等の自然災害が発生した際に、全ての子どもの安全・安心を守るため、関係団体によるネットワークの活動を支援するとともに、被災した子どもや保護者の心のケアや必要な支援の充実を図ります。

＜主な事業＞

1501　長野市緊急時における子ども支援ネットワーク参画　　こども政策課

- 災害時などに、全ての子どもとその家族に必要な支援が適切に提供できる体制づくりを行うことを目的としてNPO法人が設立した「長野市緊急時における子ども支援ネットワーク」に参画し、行政の窓口機能を担うとともに、ネットワークとの連絡調整を行います。

＜関連事業＞

1102　教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）　子育て家庭福祉課／こども総合支援センター

- 教育・保育施設からの申請に基づき、発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

※個別施策11に主な事業として掲載

1601　こども総合支援センター「あのえっと」　こども総合支援センター

- 乳幼児、児童・生徒など、子どもにかかわるワンストップの相談窓口として、教育、発達、心理関係の専門の相談員が常駐し、電話やメール、来所による相談に応じます。また、相談内容に応じて、教育委員会や小・中学校、幼稚園・保育園、その他関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

※個別施策16に主な事業として掲載

基本施策⑥　子育て相談の充実

■目指す姿

○子どもや子育てに関する悩み、不安等を気軽に相談できる相手や場があり、心強い存在になっている。
○相談内容に応じて専門的な機関につながり、包括的かつ継続的な支援を受けることができる。

■施策の展開

【個別施策16】身近な相談体制の充実、専門的な相談の充実

子どもや子育てに関する悩みや不安等を身近な場所で気軽に相談できるよう、ワンストップで相談できるこども総合支援センター「あのえっと」をはじめ、様々な機会や場所で相談できる体制の充実と窓口の周知を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、相談内容に応じて専門的な相談支援につなげることができる体制の強化を図ります。

＜主な事業＞

1601　こども総合支援センター「あのえっと」　　こども総合支援センター

●乳幼児、児童・生徒など、子どもにかかわるワンストップの相談窓口として、教育、発達、心理関係の専門の相談員が常駐し、電話やメール、来所による相談に応じます。また、相談内容に応じて、教育委員会や小・中学校、幼稚園・保育園、その他関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
相談件数	1,104件	1,200件
関係機関等との連携率	38%	38%

1602　こども家庭センター　　保健所健康課／子育て家庭福祉課

●母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う「こども家庭センター」を設置・運営します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
合同ケース会議開催回数	―	12回
サポートプラン作成率	―	100%

1603　利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）　保育・幼稚園課

● こども広場等に子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭等にとって身近な場所にある日常的な相談窓口として、相談者のニーズに沿った適切な支援の紹介や情報の提供を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
子育てコンシェルジュ配置か所数	２か所	３か所
子育てコンシェルジュ人数	４人	６人

1604　地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）　保育・幼稚園課

● 地域子育て支援センターにおいて、主に就学前の子どもの保護者を対象に、専門のスタッフや看護師による子育て相談に応じます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実施か所数	17か所	20か所

1605　発達相談支援センター　障害福祉課

● 障害のある子どもや発達が気になる子どもの家族の相談に応じ、子どもが適切な支援が受けられ、家族が安心して子育てできる環境を整えていくことができるよう、専門の相談員を配置します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
相談件数	3,008件	3,200件
関係機関への連携数	42件	50件

1606　健康・育児相談　保健所健康課

● 妊産婦、乳幼児及びその保護者を対象として妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進を図るため保健師が相談に応じます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
相談件数	4,803件	4,465件

1607　スクールソーシャルワーカー活用　学校教育課

● 市が独自に配置した社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱える児童生徒に対して、取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援を行います。

1608　ヤングケアラーコーディネーターの配置　子育て家庭福祉課

● ヤングケアラーである子ども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくいという背景を踏まえ、ヤングケアラーコーディネーターを配置することにより、ヤングケアラーについての周知を図るとともに、相談や支援に繋げます。

＜関連事業＞

0203　妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）　保健所健康課

● 母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。

※個別施策２に主な事業として掲載

1802　放課後子ども総合プラン　こども政策課

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童の受入れを全小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 放課後の子どもたちの、安全・安心で、快適な生活環境を整えるため、児童館・児童センター・子どもプラザの居室及び遊戯室のエアコンの整備・改修を進めるとともに、遊具やトイレ、照明器具等の整備・改修や、サービスの拡充のための設備・機器の導入など、必要な施設環境の整備・改善に取り組みます。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直し、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- 放課後子ども総合プラン施設において、小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全小学校区で定期的かつ継続的に提供します。

※個別施策18に主な事業として掲載

第3章 基本目標Ⅲ
子どもと保護者がともに成長するため 子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑦ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

■目指す姿

○乳幼児期から学童期、思春期にわたり、身近な場所でサポートを受けながら、子どもと向き合い、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもって子育てができる。

■施策の展開

【個別施策17】乳幼児期の母子保健と相談体制の充実

子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援に向けて、母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、子育てに関する不安や悩みを身近な場所で気軽に相談できる体制の充実を図り、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。

また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。

<主な事業>

1701　乳幼児健康診査　　保健所健康課

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、全ての乳幼児の状況把握をすることで、虐待の予防的対応を行います。
- 低体重児・未熟児、長期療養児等である乳幼児には、母子専門相談で個別性の高い支援を行います。

指　標		基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
健康診査受診率	４か月児健康診査	98.0%	100%
	９～10か月児健康診査	90.1%	100%
	乳児一般健康診査	82.7%	100%
	１歳６か月児健康診査	95.5%	100%
	３歳児健康診査	95.3%	100%

1702　乳幼児健康教室等　　保健所健康課

《健康教室》

- 保護者が子どもの発育・発達を理解し、見通しをもって育児ができるよう援助を行うとともに、育児上の悩みや家族の健康や相談について適切な支援を行います。

《２歳児フッ化物塗布》

- むし歯予防に効果のあるフッ化物塗布の体験を通して、乳幼児期からの歯質強化につなげ、むし歯予防の知識の習得に向けた啓発を図ります。

《離乳食教室・幼児食教室》

- 子どもの咀嚼機能を含む消化吸収能力の獲得のため、保護者が見通しをもって離乳食を進められるよう支援を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
乳幼児健康教室参加率	90.8%	91%
２歳児フッ化物塗布事業参加者数	685人	700人
離乳食教室参加者数	722人	900人
幼児食教室参加者数	53人	200人

＜関連事業＞

0203　妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）　　保健所健康課

- 母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。

※個別施策２に主な事業として掲載

0204　乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）　　保健所健康課

- 生後３か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、適切な指導、助言を行うとともに、母親のメンタルヘルスや育児支援の必要性を把握し支援につなげます。

※個別施策２に主な事業として掲載

1601　こども総合支援センター「あのえっと」　こども総合支援センター

●乳幼児、児童・生徒など、子どもにかかわるワンストップの相談窓口として、教育、発達、心理関係の専門の相談員が常駐し、電話やメール、来所による相談に応じます。また、相談内容に応じて、教育委員会や小・中学校、幼稚園・保育園、その他関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

※個別施策16に主な事業として掲載

1603　利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）　保育・幼稚園課

●こども広場等に子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭等にとって身近な場所にある日常的な相談窓口として、相談者のニーズに沿った適切な支援の紹介や情報の提供を行います。

※個別施策16に主な事業として掲載

1606　健康・育児相談　保健所健康課

●妊産婦、乳幼児及びその保護者を対象として妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進を図るため保健師が相談に応じます。

※個別施策16に主な事業として掲載

1804　養育支援訪問事業　保健所健康課

●乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行います。

※個別施策18に主な事業として掲載

1806　産後ケア事業　保健所健康課

●出産後１年未満で、心身のケアや育児のサポート等、支援を必要としている全ての人を対象として、医療機関又は助産所における宿泊、通所もしくは訪問により、母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助します。

※個別施策18に主な事業として掲載

【個別施策18】地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」（こども広場、地域子育て支援センター）のほか、新たに制度化された「こども誰でも通園制度」や「妊婦等包括相談支援事業」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

※第３部に量の見込みと確保方策を記載

＜主な事業＞

1801　利用者支援事業（重層的支援体制整備事業）　　保育・幼稚園課／保健所健康課

[基本型]

- こども広場等に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、世代間交流の促進及び地域のボランティア団体との協働並びに教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。

[特定型]

- 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を満たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行うことを踏まえて設定しています。

[こども家庭センター型]

- 妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援につなげるための総合相談窓口として、８か所の保健センター等に母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師と連携することにより、様々な相談に対応し、支援が必要な際は、その内容に応じた適切な対応先を紹介することで、相談者の不安を軽減します。
- 子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担います。

指　標		基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
施設数	基本型	２か所	３か所
	特定型	１か所	１か所
	こども家庭センター型	10か所	10か所

1802　放課後子ども総合プラン　こども政策課

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童※の受入れを全小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 放課後の子どもたちの、安全・安心で、快適な生活環境を整えるため、児童館・児童センター・子どもプラザの居室及び遊戯室のエアコンの整備・改修を進めるとともに、遊具やトイレ、照明器具等の整備・改修や、サービスの拡充のための設備・機器の導入など、必要な施設環境の整備・改善に取り組みます。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直し、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- 放課後子ども総合プラン施設において、小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全小学校区で定期的かつ継続的に提供します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
支援員数	427人	490人
アドバイザー活動実施回数	3,908回	4,900回

※　労働等の理由により保護者が昼間家庭にいない児童及び病気、出産、家族の介護等の理由により保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童以外の児童で、放課後子ども総合プラン事業の利用を希望する児童

1803　ショートステイ・トワイライトステイ　子育て家庭福祉課

- 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児疲れ等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育します。（ショートステイ）
- 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育します。（トワイライトステイ）
- 児童虐待の未然防止につながるよう、長野市要保護児童対策協議会と連携し、支援を必要としている家庭に対し制度の周知を図ります。
- 保護者が児童と共に入所や利用をすること、また、養育環境等に課題があり、児童が自ら希望した場合の入所や利用について、制度の拡充を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
提供施設数	７か所	７か所
利用日数	524日	744日

1804　養育支援訪問事業　保健所健康課

- 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
支援実施率	100%	100%

1805　妊婦等包括相談支援事業　保健所健康課

- 母子保健コーディネーターを配置、地区担当保健師等と連携し妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
母子保健コーディネーター等による相談件数	6,509件	6,177件

1806　産後ケア事業　保健所健康課

● 出産後１年未満で、心身のケアや育児のサポート等、支援を必要としている全ての人を対象として、医療機関又は助産所における宿泊、通所もしくは訪問により、母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
利用者数	769人	1,050人
利用率（利用者数／出生者数）	33.8%	50.0%

1807　こども広場、地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業）　保育・幼稚園課

● こども広場及び地域子育て支援センターにおいて、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。
● 私立の子育て支援センターに対して週５日型への移行を促すことや、施設の新規開設により利便性の向上を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
実施か所数	19か所	23か所

1808　ファミリー・サポート・センター　保育・幼稚園課

● 子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。
● 利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制づくりを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓や講習要件の見直し等による会員の確保を図ります。

指　標		基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
登録会員数	提供会員	389人	420人
	依頼会員	1,238人	1,300人
	両方会員	28人	35人

1809　延長保育事業　保育・幼稚園課

- 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間の延長が必要な家庭に対し、通常の利用時間外に保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施します。
- 保育短時間認定児童向け（８時間を超え11時間までの利用）については、公私立全ての施設で実施します。
- 保育標準時間認定児童向け（11時間を超える利用）については、公立施設は市が指定した施設で実施し、私立施設は利用者のニーズ等に基づき実施します。
- 所得に応じた利用料の減免を行います。

指　標	基準値(※) (令和５年度)	目標値(※) (令和11年度)
保育短時間保育認定児童向け延長保育事業実施園数	91園	91園
保育標準保育認定児童向け延長保育事業実施園数	60園	60園

（※）延長保育の体制を整えている園数

1810　一時預かり事業　保育・幼稚園課

[一般型、余裕活用型]

- 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

[幼稚園型]

- 施設型給付を受ける認定こども園・幼稚園の１号認定子どもの園児を主な対象として、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

指　標	基準値 (令和５年度)	目標値 (令和11年度)
実施園数（一般型）	13園	14園

※令和７年度以降はこども誰でも通園制度を実施することから、一般型の一時預かり事業の利用者は減少する見込み

1811　実費徴収に係る補足給付を行う事業　保育・幼稚園課

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して支払うべき食事の提供にかかる副食材料費の助成を行います。

1812　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　保育・幼稚園課

●全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」について、実施園の確保及び制度の周知を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
実施園数	－	14園
利用者数	－	2,400人

1813　子育て世帯訪問支援事業　子育て家庭福祉課

●要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラーを含む。）を対象として、子育てに関する情報提供や家事・養育に関する援助など訪問型の支援を行います。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
支援実施率	100%	100%

1814　児童育成支援拠点事業　こども政策課

●養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行います。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
拠点施設数	－	１か所
定員数	－	20人

1815　親子関係形成支援事業（親子関係スキルアップ事業）　子育て家庭福祉課／こども総合支援センター

- 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけることを目的として、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
参加者数	38人	40人

＜関連事業＞

0201　妊婦健康診査　保健所健康課

- 全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる費用を公費負担します。

※個別施策２に主な事業として掲載

0204　乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）　保健所健康課

- 生後３か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、適切な指導、助言を行うとともに、母親のメンタルヘルスや育児支援の必要性を把握し支援につなげます。

※個別施策２に主な事業として掲載

2902　病児・病後児保育事業　保育・幼稚園課

- 保護者が就労等している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等に代わる専用の施設において病気等の児童を一時的に保育します。
- 実施中の４施設については、利用定員の拡大、病後児対応型から病児対応型への移行など、実施事業者と連携し、事業の充実に取り組みます。
- 医療機関以外での病後児対応型の実施、予約システムの導入、事前登録の一本化など、利便性の向上に取り組みます。

※個別施策29に主な事業として掲載

基本施策⑧　社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実

■目指す姿

○家庭の状況や成育環境等にかかわらず、全ての子どもが夢や希望を持ち、人生における選択可能性を制約されることなく、また、人権が尊重され、権利が守られながら、健やかに育つことができるよう、社会全体で見守り支えている。

■施策の展開

【個別施策19】ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

＜主な事業＞

1901　母子・父子自立支援員の配置　　子育て家庭福祉課

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ個々のひとり親家庭等の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定する等、悩み事の解決や自立促進を図ります。
- 「ジョブ縁ながの」など関係機関と連携しながら、就労支援の充実を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
相談の解決率	97.7%	98%

1902　ひとり親家庭相談・交流事業　　子育て家庭福祉課

- ひとり親家庭が直面する課題を解決し、生活の向上と自立の促進を図るため、専門家や関係機関と連携したワンストップ相談会を開催するほか、お互いの悩みを相談し、仲間づくりのきっかけとするための交流会を開催します。
- 支援が必要なひとり親家庭の保護者が参加できるよう、さまざまな機会を通じて事業内容等の周知を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
参加者数	33人	40人

1903　保育所利用への配慮　保育・幼稚園課

- ひとり親家庭児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。

1904　高等職業訓練促進費給付金事業　子育て家庭福祉課

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格や生活の安定につながる免許を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
新規修学開始者数	５人	８人

1905　トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業　商工労働課

- 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
対象者数	３人	４人

1906　児童扶養手当の支給　子育て家庭福祉課

- 18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に、児童扶養手当を支給します。

1907　母子父子寡婦福祉資金の貸付　子育て家庭福祉課

- 母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を貸し付けます。
- 償還金滞納者に対しては、償還指導及び分割納入を勧めるなど、法令に基づき、適正な賃貸事務や債権管理に努めます。

1908　ひとり親家庭児童への通学費の支援　子育て家庭福祉課

●ひとり親の児童が鉄道及びバスの通学定期を購入して高等学校等へ通学する際の通学費を支援します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
援護金受給者数	84人	91人

1909　ひとり親家庭等の福祉医療費給付事業　福祉政策課

●ひとり親家庭に対して、医療機関等での保険診療（入院・外来）の自己負担分を助成します。

【個別施策20】子どもの貧困対策の推進

現在から将来にわたって、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

また、様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

＜主な事業＞

2001　ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業　子育て家庭福祉課

●ひとり親家庭の小・中学生を対象に、学習習慣の習得と生活向上を図るため、学習支援を行います。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
受講者数	100人	100人

＜関連事業＞

1607　スクールソーシャルワーカー活用　学校教育課

- 市が独自に配置した社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱える児童生徒に対して、取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援を行います。

※個別施策16に主な事業として掲載

1903　保育所利用への配慮　保育・幼稚園課

- ひとり親家庭児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。

※個別施策19に主な事業として掲載

1904　高等職業訓練促進費給付金事業　子育て家庭福祉課

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格や生活の安定につながる免許を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

※個別施策19に主な事業として掲載

1905　トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業　商工労働課

- 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

※個別施策19に主な事業として掲載

2403　福祉医療費給付事業（子どもの福祉医療制度の窓口無料化）　福祉政策課

- 18歳年度末までの子ども及びひとり親家庭に対して、医療機関等での保険診療（入院・外来）の自己負担分を助成します。さらに、子どもの福祉医療制度の窓口無料化により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

※個別施策24に主な事業として掲載

【個別施策21】児童虐待防止対策の充実

長野県中央児童相談所をはじめとした関係機関や庁内関係部局との密接な連携のもと、長野市要保護児童対策協議会の機能の充実を図るなど、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めるとともに、児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、児童虐待の対応力の強化を図ります。

また、妊娠期からの切れ目のない支援や親同士が気軽に参加・交流できる機会の拡充など、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

＜主な事業＞

2101　長野市要保護児童対策協議会運営　　子育て家庭福祉課

- 長野市要保護児童対策協議会の代表者会議や実務担当者会議等を定期的に開催し、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実務担当者会議開催回数	35回	36回

2102　児童虐待に対する専門性の向上　　子育て家庭福祉課

- 子どもにかかわる関係者に対して、児童虐待についての知識や対応方法等を学ぶための研修会等を開催します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
研修開催回数	５回	５回

2103　児童虐待防止に向けた地域や市民への啓発　　子育て家庭福祉課

- 児童虐待の早期発見及び防止を図るため、市民等からの通報等により虐待の早期発見・早期対応につながるよう、地域や市民に対して児童虐待や通報等についての周知を図ります。
- 市政出前講座を通じて地域等への啓発を図り、社会全体で児童虐待防止に向けた取組を進めていきます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
出前講座開催回数	２回	５回

2104　里親委託事業　　子育て家庭福祉課

● 新たな里親の開拓に向け長野県や関係団体等と連携を図り、様々な事情で心身ともに傷ついた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育する里親への支援を進めます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
里親会員数	36人	40人

＜関連事業＞

0202　産婦健康診査　　保健所健康課

● 心身ともに不調が起こりやすい出産間もない産婦の健康状態を把握し、必要な支援につなげるために、受診する産婦健康診査費用の一部を公費で助成します。

※個別施策２に主な事業として掲載

0204　乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）　　保健所健康課

● 生後３か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、適切な指導、助言を行うとともに、母親のメンタルヘルスや育児支援の必要性を把握し支援につなげます。

※個別施策２に主な事業として掲載

0603　おひさま広場　　保育・幼稚園課

● 未就園児と保護者を対象とした園開放を行い、在園児と交流することに加え、講演会・講習会・父と子のふれあい事業を通し、子育ての情報提供を行います。

※個別施策６に主な事業として掲載

1601　こども総合支援センター「あのえっと」　こども総合支援センター

- 乳幼児、児童・生徒など、子どもにかかわるワンストップの相談窓口として、教育、発達、心理関係の専門の相談員が常駐し、電話やメール、来所による相談に応じます。また、相談内容に応じて、教育委員会や小・中学校、幼稚園・保育園、その他関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

※個別施策16に主な事業として掲載

1602　こども家庭センター　保健所健康課／子育て家庭福祉課

- 母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う「こども家庭センター」を設置・運営します。

※個別施策16に主な事業として掲載

1607　スクールソーシャルワーカー活用　学校教育課

- 市が独自に配置した社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱える児童生徒に対して、取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援を行います。

※個別施策16に主な事業として掲載

1701　乳幼児健康診査　保健所健康課

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、全ての乳幼児の状況把握をすることで、虐待の予防的対応を行います。
- 低体重児・未熟児、長期療養児等である乳幼児には、母子専門相談で個別性の高い支援を行います。

※個別施策17に主な事業として掲載

1803　ショートステイ・トワイライトステイ　子育て家庭福祉課

- 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児疲れ等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育します。（ショートステイ）
- 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育します。（トワイライトステイ）
- 児童虐待の未然防止につながるよう、長野市要保護児童対策協議会と連携し、支援を必要としている家庭に対し制度の周知を図ります。
- 保護者が児童と共に入所や利用をすること、また、養育環境等に課題があり、児童が自ら希望した場合の入所や利用について、制度の拡充を図ります。

※個別施策18に主な事業として掲載

1804　養育支援訪問事業　保健所健康課

- 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行います。

※個別施策18に主な事業として掲載

1806　産後ケア事業　保健所健康課

- 出産後１年未満で、心身のケアや育児のサポート等、支援を必要としている全ての人を対象として、医療機関又は助産所における宿泊、通所もしくは訪問により、母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助します。

※個別施策18に主な事業として掲載

1807　こども広場、地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業）　保育・幼稚園課

- こども広場及び地域子育て支援センターにおいて、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。
- 私立の子育て支援センターに対して週５日型への移行を促すことや、施設の新規開設により利便性の向上を図ります。

※個別施策18に主な事業として掲載

1815　親子関係形成支援事業（親子関係スキルアップ事業）　子育て家庭福祉課／こども総合支援センター

- 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけることを目的として、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

※個別施策18に主な事業として掲載

2505　ふたご・みつご広場　保健所健康課

- ふたご・みつごの妊産婦とその家族が、妊娠から出産、育児に至るまでの不安・ストレス等を軽減し、生き生きと子育てができるよう支援します。
- 参加者同士の交流を図ります。

※個別施策25に主な事業として掲載

基本施策⑨　子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進

■目指す姿

○全ての子どもと親が、地域の中に安心して自分らしく過ごすことができる居場所があり、また、地域の様々なイベントや交流活動を通じて、家族以外の人との信頼のおける関わりを築いている。

■施策の展開

【個別施策22】安心安全な居場所、第三の居場所の充実

全ての子どもが地域の中に安心して過ごすことができる場として、放課後子ども総合プラン施設の充実や子どもと親が気軽に集い、遊ぶことができる地域子育て支援拠点の充実を図ります。

また、関係団体等が取り組む子どもの居場所づくりの活動の支援や多様な地域活動への参加促進を通じて、家庭や学校以外の第三の居場所の充実を図ります。

＜主な事業＞

2201　子育ち・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりへの支援　　こども政策課

- 子育ち・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりのうち、利用する子どもの属性を限定しないこと、常設の運営又は常設の運営を目指す取り組み状況であること、地域や学校と連携・情報共有できること、多様な子どもの見守り・支援に繋がるよう複数の事業に取り組むことなどの条件を満たしたものについて、事業の自立に向けた一定期間の間補助金を交付します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
補助金受給団体	－	10団体

2202　子どもの体験・学び応援事業「みらいハッ！ケン」プロジェクト　　こども政策課

- 市内小中学生を対象に、市の登録を受けたスポーツや文化芸術、自然体験、各種教室などに利用できる電子ポイントを配布し、体験・学びを通じて、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
本登録率（登録者数／対象者数）	62.6%	100%
利用率（利用者数／対象者数）	46.8%	80%

※令和５年度については11月から１月までのモデル（試行的）事業

2203　伝統芸能こどもフェスティバル　文化芸術課

- 次世代への伝統芸能の継承と文化芸術の振興、伝統芸能や文化芸術活動を行う子どもたちが活動の成果を発表する「伝統芸能こどもフェスティバル」を開催します。

2204　スポーツ教室及びスポーツイベントの開催　スポーツ課

- 地域のスポーツ関連団体（総合型地域スポーツクラブや指定管理者）と連携し、スポーツや運動による健康増進の意識づくり及びスポーツを通じた仲間づくりを目的として、スポーツ教室を開催します。
- 総合型スポーツクラブ・地域密着型プロスポーツチーム・行政機関等が連携し、子どもから高齢者まで全ての世代の市民を対象に、スポーツの動機づけ及びスポーツや運動による健康増進の意識づけを目的としたスポーツイベントを開催します。

2205　子育ち・子育て環境の整備　こども政策課

- 公共施設等に子どもの居場所や相談機能等を設置するなど、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備を進めるとともに、子育て関連施設における空調や照明設備等の環境改善を促進するため、別に定める実行計画に基づき、子どもたちの安心安全で良好な成育環境の整備を推進します。

＜関連事業＞

0603　おひさま広場　保育・幼稚園課

- 未就園児と保護者を対象とした園開放を行い、在園児と交流することに加え、講演会・講習会・父と子のふれあい事業を通し、子育ての情報提供を行います。

※個別施策６に主な事業として掲載

1802　放課後子ども総合プラン　こども政策課

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童の受入れを全小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 放課後の子どもたちの、安全・安心で、快適な生活環境を整えるため、児童館・児童センター・子どもプラザの居室及び遊戯室のエアコンの整備・改修を進めるとともに、遊具やトイレ、照明器具等の整備・改修や、サービスの拡充のための設備・機器の導入など、必要な施設環境の整備・改善に取り組みます。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直し、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- 放課後子ども総合プラン施設において、小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全小学校区で定期的かつ継続的に提供します。

※個別施策18に主な事業として掲載

基本施策⑩ 子育てに関する情報提供の充実

■目指す姿

○子育てに関する様々な分野のきめ細かな情報を手軽に入手することができ、子どもや家庭の状況に応じて、支援やサービス等が必要な人に必要な情報が届き、適切な活用ができる。

■施策の展開

【個別施策23】子育て情報の発信の充実

子育てに関するきめ細かな情報について、誰もが入手しやすく、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、様々な機会・媒体を通じた効果的な情報発信に取り組みます。

＜主な事業＞

2301　ながのわくわく子育て LINE　こども総合支援センター

- 妊娠期から６歳（年長児）までの乳幼児の保護者を対象に、マタニティ生活やお子さんの成長に応じたタイムリーなアドバイスとともに、市からのお知らせなどを市公式 LINE にて配信します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
登録者数	2,562人	3,500人

2302　チャットボット　こども総合支援センター

- LINE 公式アカウントにおいて子育て支援チャットボット機能を設け、子育てに関する各種手続き等の情報を自動応答サービスで提供します。

2303　ながのプラス　情報システム課

- 市が提供する各 WEB サービスに一つのアプリからアクセスできるとともに、市民が求める情報を市からプッシュ型で届けるスマートフォン用アプリ「ながのプラス」を提供します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
登録者数	－	55,500人

2304　すくすくなび　保健所健康課

- 妊娠、出産、子育てまでの幅広い内容について必要な情報を、必要な時期に、必要とされる利用者へ届けるとともに、子どもの予防接種や成長記録、病院や子育て関連施設等が検索できる施設一覧など、様々な情報を管理できる子育て支援アプリ「すくすくなび」を提供します。

2305　子育てガイドブック　こども総合支援センター

- 市の子育てに関する情報を１冊にまとめた「長野市子育てガイドブック」を作成・配布します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
発行部数	12,000部	8,000部
閲覧数	－	4,000回

2306　子どものための情報マガジン（ホリデーながの）　家庭・地域学びの課

- ４か月ごとに、市内の社会教育施設等において行われる体験活動等のイベント情報を紹介します。

2307　おでかけ通信ながの　観光振興課

- 市民向け観光情報チラシとして、長野市内の観光スポットやイベント情報を紹介します。

2308　健康カレンダー　保健所健康課

- 母子保健事業や各種検診、予防接種、各種相談、訪問指導等に関する事業内容、スケジュール等を掲載した「健康カレンダー」を作成・配布します。

2309　母子健康手帳　保健所健康課

- 母子の健康診査、予防接種、保健指導を受けた情報を記入し、乳児又は幼児の健康の保持及び増進を図るため「母子健康手帳」を妊娠届出時に交付します。

2310　子どもの救急・急病ガイドブック／子どもの急病対策講座　保健所総務課

- 長野市小児科医会の協力により、お子さんの病状と初期対応についてまとめた「子どもの救急・急病ガイドブック」を作成・配布します。
- 子どもの急病の対処方法や受診の目安などについて、小児科医による講義及び質疑応答を行う「子どもの急病対策講座」を開催します。

基本施策⑪ 経済的支援の充実

■目指す姿

○出産や子育てにかかる経済的負担感が軽減されることで、安心して子どもを産み、子育てができ、子どもが健やかに育っている。

■施策の展開

【個別施策24】経済的支援の充実

幼児教育・保育の無償化や低所得世帯及び多子世帯（２人以上）の保育所等の第３子以降の子を産み育てやすい環境を整えるための保育料の軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組み、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

＜主な事業＞

2401　幼児教育・保育の無償化　保育・幼稚園課

- ３歳から５歳までの全ての子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化します。

2402　多子世帯等の保育料軽減　保育・幼稚園課

- 子どもを産み育てたい子育て世代を支援するため、低所得世帯及び多子世帯の保育所等の保育料を軽減します。

2403　福祉医療費給付事業（子どもの福祉医療制度の窓口無料化）　福祉政策課

- 18歳年度末までの子ども及びひとり親家庭に対して、医療機関等での保険診療（入院・外来）の自己負担分を助成します。さらに、子どもの福祉医療制度の窓口無料化により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
対象年齢	18歳年度末まで	18歳年度末まで
資格者数（月平均）	50,597人	50,600人

2404　妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）　保健所健康課

- 妊婦及び妊娠している子どもの人数に応じた給付金を支給します。

2405　初回産科受診料助成事業　保健所健康課

- 低所得世帯の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、出産・子育て期の必要な支援につなげるため、初回の産科受診に要した費用を助成します。

2406　要支援母子栄養食品支援事業　保健所健康課

- 低所得世帯の妊産婦または乳児に、保健師が訪問し粉ミルク等を支給し、母体の健康の保持及び乳児の健全な成長を図ります。

2407　児童手当　子育て家庭福祉課

- 家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。

2408　特別児童扶養手当　障害福祉課

- 重度若しくは中度の身体障害または知的障害、精神障害がある20歳未満の児童を養育している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。

2409　重度心身障害児福祉年金　障害福祉課

- 重度若しくは中度の身体障害または知的障害、特別児童扶養手当認定者、障害児福祉手当受給者のいずれかに該当する20歳未満の障害児と同居している保護者に対し、重度心身障害児福祉年金を支給します。

2410　障害児福祉手当　障害福祉課

- 日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児（身体障害者手帳１級及び２級の一部の障害児並びに、療育手帳Ａ１の一部の重度障害児）に対し、障害児福祉手当を支給します。

2411　国民健康保険料の軽減　国保・高齢者医療課

- 国民健康保険に加入している未就学児童の均等割保険料を５割軽減します。
- 国民健康保険に加入している妊産婦の所得割・均等割を、申請により、出産予定又は出産月の前月から出産月の翌々月までの４か月（多胎の場合は６カ月）軽減します。

2412　国民年金保険料の免除　　国保・高齢者医療課

- 国民年金第１号被保険者が出産された際、申請により、出産予定又は出産月の前月から出産の翌々月までの４か月（多胎の場合は６カ月）国民年金保険料を減免します。

＜関連事業＞

1811　実費徴収に係る補足給付を行う事業　　保育・幼稚園課

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して支払うべき食事の提供にかかる副食材料費の助成を行います。

※個別施策18に主な事業として掲載

1906　児童扶養手当の支給　　子育て家庭福祉課

- 18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に、児童扶養手当を支給します。

※個別施策19に主な事業として掲載

2604　ながの子育て家庭優待パスポート事業　　子育て家庭福祉課

- 妊婦及び18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。また、長野市内の協賛店を掲載したパンフレットを合わせて配布します。

※個別施策26に主な事業として掲載

第4章 基本目標Ⅳ

地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策⑫ 地域における子育て支援の推進

■目指す姿

○地域全体が子どもを大切に思い、子育て家庭への理解を深めつつ、多様な主体がそれぞれの役割を持ち、地域ぐるみで子どもを育み、子育てを支えている。
○子どもが権利の主体であることが社会全体で共有され、一人ひとりの人格や個性、意見が尊重されている。

■施策の展開

【個別施策25】子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、地域子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

＜主な事業＞

2501　保育所地域活動事業　　保育・幼稚園課

● 高齢者との交流や卒園児・未就園児との交流など、世代間交流・異年齢交流を通じて、保育施設の地域に開かれた事業活動を展開します。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
実施園数	77園	88園

2502　子育て情報の発信　　こども総合支援センター

● 妊娠から出産、子育て期における子育て相談や子どもの健康診査、保育所等入園手続きなどの子どもに関する様々な情報を、「子育てガイドブック」、「ながのわくわく子育てLINE」などを活用して発信し、その充実を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
子育てガイドブック発行部数・閲覧数	12,000部・回	12,000部・回
ながのわくわく子育て LINE 登録者数	2,562人	3,500人

2503　子育てサークル維持のための周知支援　保育・幼稚園課

- 子育てサークル活動の活性化のため必要な助言等を行うとともに、構成員の確保に向けて、子育てガイドブックや市ホームページ、ＳＮＳ、健診時等、様々な媒体を活用し、子育てサークル活動の情報提供を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
子育てサークル数	25サークル	30サークル

2504　子育て支援団体のネットワーク形成　こども政策課

- ながの子ども・子育てフェスティバル実行委員会の活動を通じて、子どもを産み育てやすい都市の実現に向けて、地域で子育てを応援している団体・企業が集い、その想いを共有し、地域社会が一丸となって子ども・子育てを支えるためのネットワークを形成するとともに、子ども・子育て家庭と支援者がつながる環境を整えます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
ながの子ども・子育てフェスティバル　ネットワーク参加団体数	20団体	30団体

2505　ふたご・みつご広場　保健所健康課

- ふたご・みつごの妊産婦とその家族が、妊娠から出産、育児に至るまでの不安・ストレス等を軽減し、生き生きと子育てができるよう支援します。
- 参加者同士の交流を図ります。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
参加者数	356人	330人
開催回数	24回	24回

＜関連事業＞

0603　おひさま広場　保育・幼稚園課

- 未就園児と保護者を対象とした園開放を行い、在園児と交流することに加え、講演会・講習会・父と子のふれあい事業を通し、子育ての情報提供を行います。

※個別施策６に主な事業として掲載

1501　長野市緊急時における子ども支援ネットワーク参画　こども政策課

- 災害時などに、全ての子どもとその家族に必要な支援が適切に提供できる体制づくりを行うことを目的としてNPO法人が設立した「長野市緊急時における子ども支援ネットワーク」に参画し、行政の窓口機能を担うとともに、ネットワークとの連絡調整を行います。

※個別施策15に主な事業として掲載

1807　こども広場、地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業）　保育・幼稚園課

- こども広場及び地域子育て支援センターにおいて、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。
- 私立の子育て支援センターに対して週５日型への移行を促すことや、施設の新規開設により利便性の向上を図ります。

※個別施策18に主な事業として掲載

【個別施策26】地域における子ども・子育て支援活動の活性化

地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センターや子育てサークル、児童育成地域組織の活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。

＜主な事業＞

2601　地域活動団体に対する活動支援　福祉政策課

- 地域における子育てに関連する支え合い活動をする団体の情報を集約し、必要な人と結び付ける地域福祉ワーカーが市内全地区に配置され、活動が継続されるよう、住民自治協議会に対して支援を行います。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
地域福祉ワーカー設置地区数	30地区	32地区

2602　長野市子育てサークル活動支援　保育・幼稚園課

●若い世帯が安心して子育てできる環境づくりを支援するため、地域において仲間づくりや情報交換等を行う子育てサークルの活動に要する経費に対し、補助金を交付します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
支援件数	０件	10件

2603　児童育成地域組織に対する活動支援　こども政策課

●家庭及び地域が一体となって児童の健全育成を図るために、放課後子ども総合プラン実施施設を拠点に、地域住民、保護者等が参加する児童育成クラブその他の地域組織の活動に補助金を交付します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
支援団体数	10団体	12団体

2604　ながの子育て家庭優待パスポート事業　子育て家庭福祉課

●妊婦及び18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。また、長野市内の協賛店を掲載したパンフレットを合わせて配布します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
協賛店舗数	1,121店	1,150店

2605　特定教育・保育施設等の情報公表に係る体制の整備　保育・幼稚園課

●特定教育・保育施設を利用しようとする保護者等が、適切かつ円滑に施設を利用する機会を確保するため、施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化などの継続的な見える化を図っていきます。

＜関連事業＞

0105　乳幼児とふれあう機会の提供　保育・幼稚園課

- 乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、将来、親となり子育てにかかわる際の予備知識を得る大切な機会となることから、保育所等において中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進します。

※個別施策１に主な事業として掲載

1802　放課後子ども総合プラン　こども政策課

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童の受入れを全小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 放課後の子どもたちの、安全・安心で、快適な生活環境を整えるため、児童館・児童センター・子どもプラザの居室及び遊戯室のエアコンの整備・改修を進めるとともに、遊具やトイレ、照明器具等の整備・改修や、サービスの拡充のための設備・機器の導入など、必要な施設環境の整備・改善に取り組みます。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直し、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- 放課後子ども総合プラン施設において、小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全小学校区で定期的かつ継続的に提供します。

※個別施策18に主な事業として掲載

1808　ファミリー・サポート・センター　保育・幼稚園課

- 子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。
- 利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制づくりを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓や講習要件の見直し等による会員の確保を図ります。

※個別施策18に主な事業として掲載

2201　子育ち・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりへの支援　こども政策課

- 子育ち・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりのうち、利用する子どもの属性を限定しないこと、常設の運営又は常設の運営を目指す取組状況であること、地域や学校と連携・情報共有できること、多様な子どもの見守り・支援に繋がるよう複数の事業に取り組むことなどの条件を満たしたものについて、事業の自立に向けた一定期間の間補助金を交付します。

※個別施策22に主な事業として掲載

2504　子育て支援団体のネットワーク形成　こども政策課

- ながの子ども・子育てフェスティバル実行委員会の活動を通じて、子どもを産み育てやすい都市の実現に向けて、地域で子育てを応援している団体・企業が集い、その想いを共有し、地域社会が一丸となって子ども・子育てを支えるためのネットワークを形成するとともに、子ども・子育て家庭と支援者がつながる環境を整えます。

※個別施策25に主な事業として掲載

【個別施策27】子どもの権利を尊重する意識の醸成

子どもが権利の主体であることを社会全体で共有するため、子どもの意見を聴取しながら、子どもの権利を守る条例を制定するとともに、様々な機会や媒体を通じて、条例の周知及び子どもの権利に関する意識啓発を行います。

また、子ども施策等の推進にあたり、施策の対象となる子どもの意見を幅広く聴取し、反映させるための仕組みづくりを進めます。

＜主な事業＞

2701　子どもの権利を守る条例の制定　こども政策課

- 子どもを権利の主体であることを社会全体で共有するため、子どもの意見を踏まえながら、子どもの権利を守る条例を制定します。

2702　子どもの意見を反映させる仕組みづくり　こども政策課

- 子どもの意見を市の子ども施策に反映させるための仕組みづくりを進めます。

＜関連事業＞

2801　経済団体等との連携による事業主への意識啓発　こども政策課

- 育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、経済団体等と連携し、事業主等を対象とした講演会を開催するほか、好取組事例の情報共有などを進めます。
- 長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした意識啓発や情報発信を進めます。

※個別施策28に主な事業として掲載

基本施策⑬ 多様な働き方に対応する子育て支援の充実

■目指す姿

○職場における子育て家庭に対する理解や体制の整備が進み、また、ニーズに応じた多様な保育サービスの充実により、希望する仕事と子育ての調和を実現するための柔軟な働き方ができる。

■施策の展開

【個別施策28】ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や市民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。

また、事業所に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を評価し支援します。

＜主な事業＞

2801　経済団体等との連携による事業主への意識啓発　こども政策課

- 育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、経済団体等と連携し、事業主等を対象とした講演会を開催するほか、好取組事例の情報共有などを進めます。
- 長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした意識啓発や情報発信を進めます。

指　標	基準値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
セミナー参加企業数（累計）	32社	182社

2802　子育て雇用安定奨励金交付事業　商工労働課

- 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小企業者に対し奨励金を交付し、働きやすい雇用環境づくりを支援します。

2803　仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度　契約課

- 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出について、本市の入札における加点項目とし、事業所の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備を促進します。

2804　男女共同参画優良事業者表彰　人権・男女共同参画課

- 市内に本社機能を持ち、市内の事業所の従業員数300人以下の事業者で、性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
表彰事業者数（累計）	21事業者	27事業者

【個別施策29】仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスや子育て支援の展開を図ります。

＜主な事業＞

2901　夜間保育事業　保育・幼稚園課

- 保護者の夜間の就労に対応するため、夜間保育を実施します。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実施施設数	１か所	１か所

2902　病児・病後児保育事業　保育・幼稚園課

- 保護者が就労等している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等に代わる専用の施設において病気等の児童を一時的に保育します。
- 実施中の４施設については、利用定員の拡大、病後児対応型から病児対応型への移行など、実施事業者と連携し、事業の充実に取り組みます。

● 医療機関以外での病後児対応型の実施、予約システムの導入、事前登録の一本化など、利便性の向上に取り組みます。

指　標	基準値 （令和５年度）	目標値 （令和11年度）
実施施設数	４か所	５か所

2903　教育・保育施設を利用する保護者の負担軽減　保育・幼稚園課

● 使用済みおむつの持ち帰りに対する保護者の負担軽減を図るため、公立保育所・認定こども園全園で使用済みおむつの処分を実施します。
● 私立保育所・認定こども園等に対し、自園処理を推進するための支援として、おむつ処分費に対する補助を行います。

＜関連事業＞

1802　放課後子ども総合プラン　こども政策課

● 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
● 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童の受入れを全小学校区で実現することを目指します。
● 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
● 放課後の子どもたちの、安全・安心で、快適な生活環境を整えるため、児童館・児童センター・子どもプラザの居室及び遊戯室のエアコンの整備・改修を進めるとともに、遊具やトイレ、照明器具等の整備・改修や、サービスの拡充のための設備・機器の導入など、必要な施設環境の整備・改善に取り組みます。
● 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直し、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
● 放課後子ども総合プラン施設において、小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
● 地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。
● 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全小学校区で定期的かつ継続的に提供します。

※個別施策18に主な事業として掲載

1809　延長保育事業　保育・幼稚園課

- 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間の延長が必要な家庭に対し、通常の利用時間外に保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施します。
- 保育短時間認定児童向け（８時間を超え11時間までの利用）については、公私立全ての施設で実施します。
- 保育標準時間認定児童向け（11時間を超える利用）については、公立施設は市が指定した施設で実施し、私立施設は利用者のニーズ等に基づき実施します。
- 所得に応じた利用料の減免を行います。

※個別施策18に主な事業として掲載

1810　一時預かり事業　保育・幼稚園課

[一般型、余裕活用型]

- 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

[幼稚園型]

- 施設型給付を受ける認定こども園・幼稚園の１号認定子どもの園児を主な対象として、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

※個別施策18に主な事業として掲載

第5章 計画の推進

1 市民や関係機関等との連携

本計画の推進に当たっては、市や県、公的機関の取組だけでなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等の協力が不可欠です。そのため、これらの関係機関等と連携しながら、社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進を図るため、長野市の庁内組織である「長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会」において全庁的な調整を図るとともに、長野市版子ども・子育て会議である長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、施策・事業の進捗状況について毎年度点検・評価して結果を公表し、施策・事業の改善等につなげていくこととします。また、計画全体の成果については、令和10年度に実施予定のニーズ調査などを活用して評価を行います。

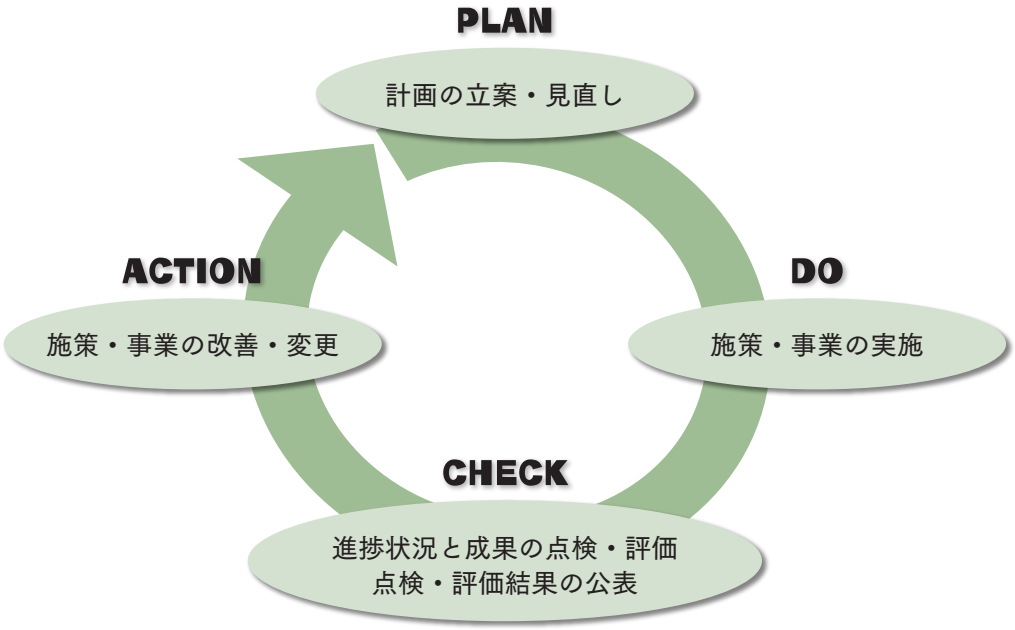

第３部

量の見込みと確保方策

第1章 量の見込みと確保方策

1 児童数の推計

計画期間における児童数について、令和２年から令和６年までの住民基本台帳人口を基に性別・１歳ごとのコーホート変化率法により推計しました。なお、０歳人口は、子ども女性比（25～39歳）の推移から計画期間の子ども女性比を設定し、計画期間の25～39歳女性人口に乗じて算出しています。

推計結果は以下のとおりです。

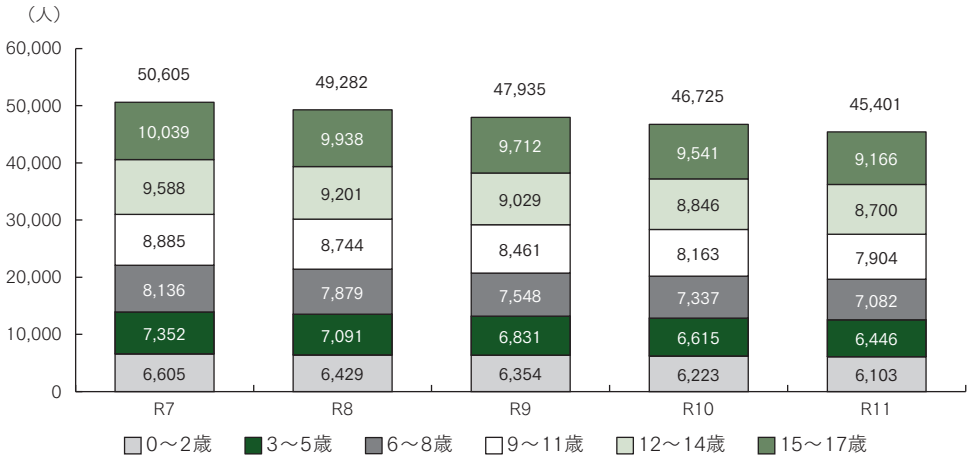

	推計				
	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	2,148	2,096	2,051	2,018	1,976
1歳	2,155	2,177	2,125	2,079	2,047
2歳	2,302	2,156	2,178	2,126	2,080
3歳	2,395	2,301	2,157	2,180	2,128
4歳	2,405	2,379	2,288	2,142	2,168
5歳	2,552	2,411	2,386	2,293	2,150
6歳	2,589	2,540	2,403	2,379	2,280
7歳	2,740	2,598	2,547	2,411	2,390
8歳	2,807	2,741	2,598	2,547	2,412
9歳	2,900	2,812	2,744	2,602	2,552
10歳	3,030	2,904	2,816	2,748	2,607
11歳	2,955	3,028	2,901	2,813	2,745
12歳	3,076	2,945	3,014	2,889	2,797
13歳	3,186	3,072	2,942	3,013	2,887
14歳	3,326	3,184	3,073	2,944	3,016
15歳	3,233	3,310	3,173	3,059	2,933
16歳	3,399	3,230	3,308	3,173	3,059
17歳	3,407	3,398	3,231	3,309	3,174
計	50,605	49,282	47,935	46,725	45,401

2 教育・保育提供区域の設定

（1）教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位となります。

参考１「量の見込み」と「確保方策」

■「量の見込み」：利用に関するニーズ量

■「確保方策」：量の見込みに対応する確保の内容とその実施時期

参考２「教育・保育提供区域」と「認定区分」

■教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業共通の区域設定とすることが基本となります（基本型）。認定区分や地域子ども・子育て支援事業により利用実態が異なる場合は、実態に応じて、認定区分ごと又は事業ごとに区域設定をしています（応用型等）。

■認定区分

子ども・子育て支援新制度では、３つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育）の利用先が決まっていきます。

３つの認定区分

○ **１号認定** 教育標準時間認定

子どもが満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

利用先：幼稚園、認定こども園

○ **２号認定** 満３歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先：保育所、認定こども園

○ **３号認定** 満３歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

（2）教育・保育提供区域（基本型）

教育・保育提供区域（基本型）を以下の12区域に設定します。

教育・保育提供区域（基本型）					
①	第一、第二、第四、芋井				
②	第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽				
③	第五、芹田、安茂里、小田切、七二会				
④	古里、浅川、若槻、長沼				
⑤	篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡				
⑥	松代	⑦	若穂	⑧	豊野
⑨	戸隠	⑩	鬼無里	⑪	信州新町
⑫	中条				

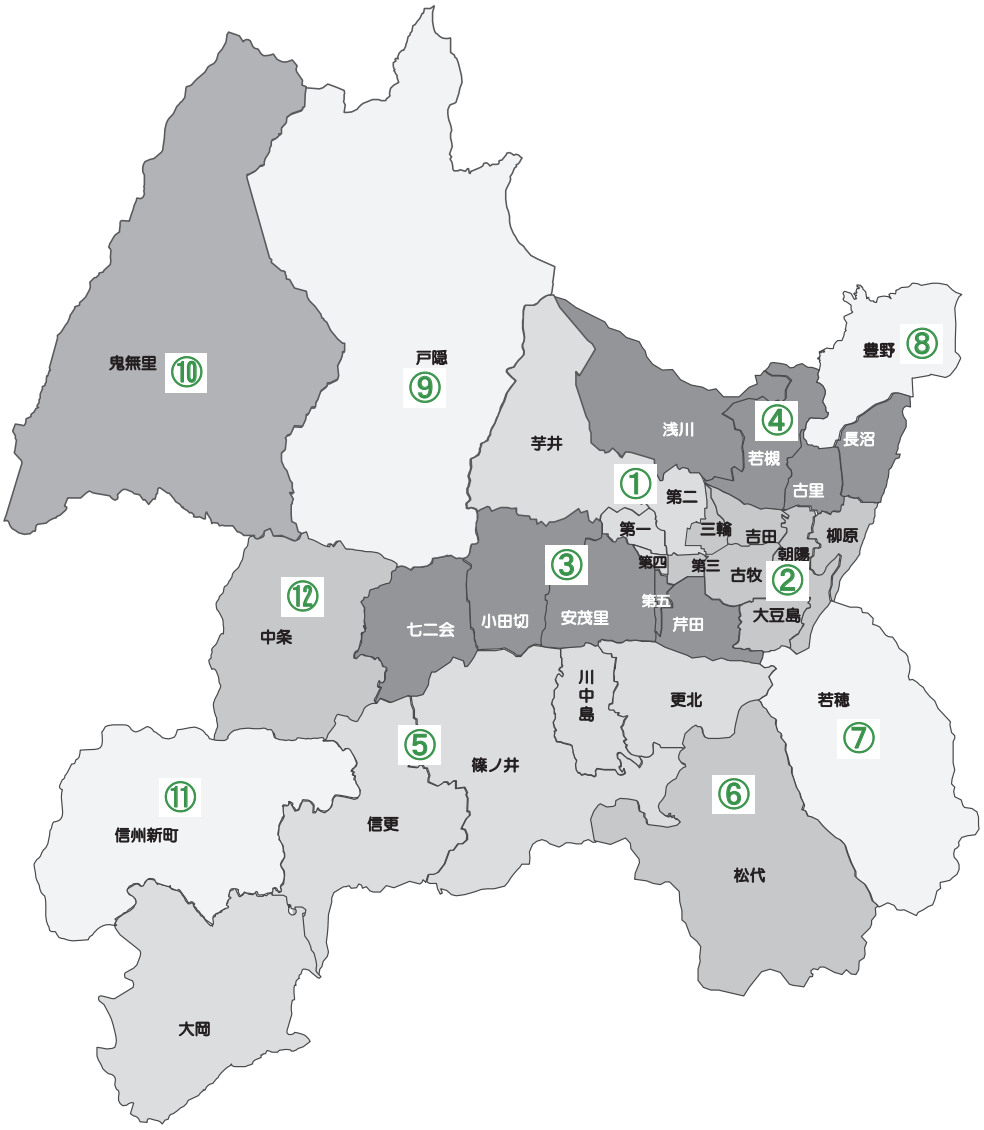

（3）教育・保育提供区域（応用型）

１号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側（犀北）と南側（犀南）とに分けて区域設定をし、教育・保育提供区域（応用型）とします。

教育・保育提供区域（応用型）	
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条
B	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町

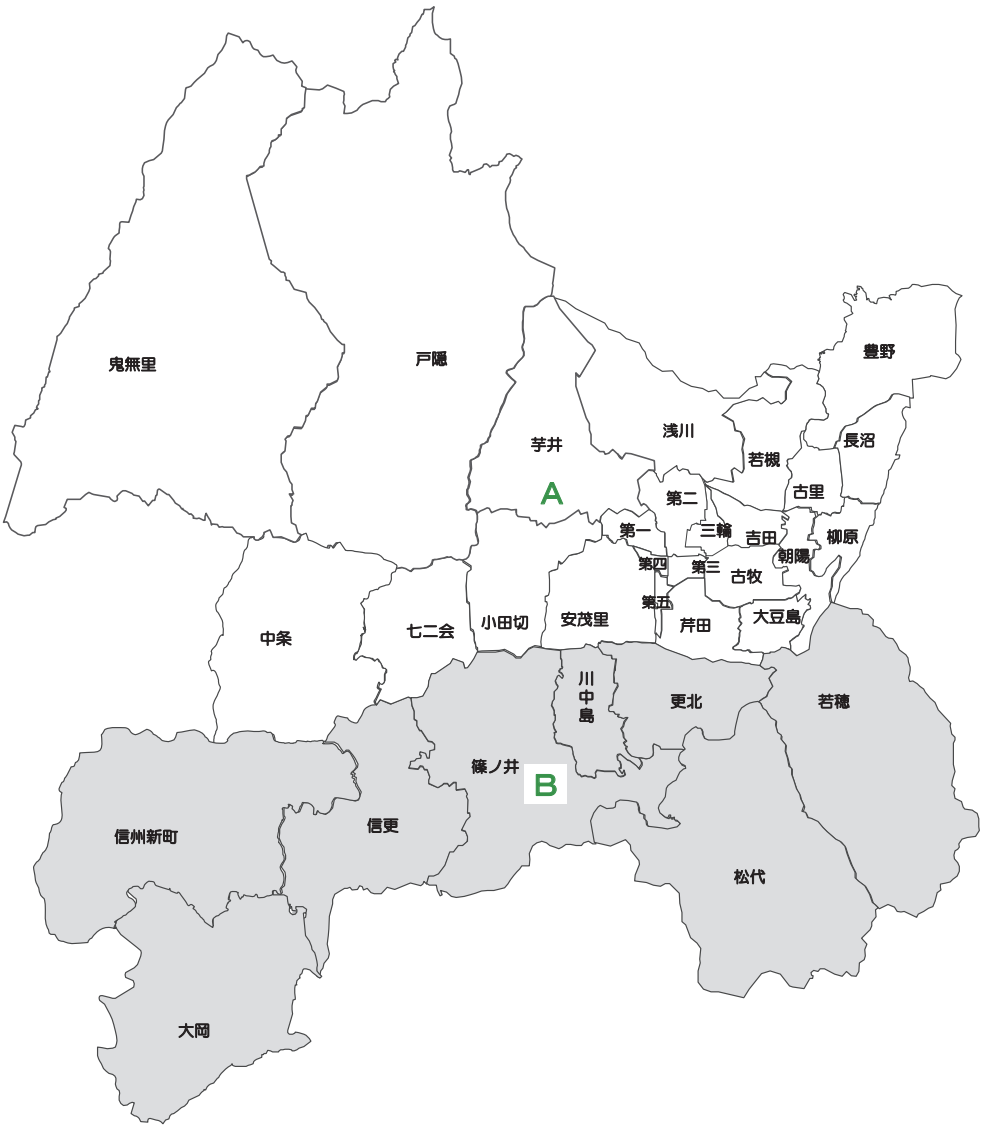

（4）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域は、各事業の内容等を踏まえ、長野市全域又は基本型とします（妊婦健康診査を除く）。なお、放課後子ども総合プランについては、小学校区による区域設定とします。

事業区分		教育・保育提供区域設定	考え方
利用者支援事業	① 基本型	市全域	市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。
	② 特定型		
	③ こども家庭センター型		
延長保育事業		基本型	主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
放課後子ども総合プラン		小学校区	事業実施の単位が小学校区であることを踏まえ、小学校区とします。
ショートステイ・トワイライトステイ		市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
養育支援訪問事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
こども広場、地域子育て支援センター		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
一時預かり事業	① 幼稚園等に在園する園児	応用型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（応用型）とします。
	② 一般型･余裕活用型･訪問型	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
病児・病後児保育事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
ファミリー・サポート・センター		市全域	活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。
妊婦健康診査		—	県内の産科医療機関及び助産所で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。
子育て世帯訪問支援事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
児童育成支援拠点事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
親子関係形成支援事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
産後ケア事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
妊婦等包括相談支援事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
乳児等通園支援事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) １号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

【量の見込みの考え方】

３～５歳の推計児童数から保育所を利用する児童数（２号認定）を除いた児童数を利用者数として見込んでいます。

【確保方策の考え方】

現在、Ａ提供区域に31園（うち認定こども園16園）、Ｂ提供区域に14園（うち認定こども園10園）が設置されており、共に現在の利用定員により量の見込みを確保できる状況となっています。

量の見込みのうち、約３割程度が幼児期の学校教育を希望する２号認定であることを踏まえ、認定こども園の設置の促進を図ります。

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み (a)	2,957	2,848	2,755	2,676	2,620
１号認定	2,102	2,025	1,959	1,903	1,863
２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	855	823	796	773	757
確保の内容 (b)	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699
特定教育・保育施設	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209
確認を受けない幼稚園	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
過不足 (b－a)	742	851	944	1,023	1,079
Ａ提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み (a)	2,038	1,954	1,918	1,889	1,878
１号認定	1,449	1,389	1,364	1,343	1,335
２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	589	565	554	546	543
確保の内容 (b)	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557
特定教育・保育施設	1,637	1,637	1,637	1,637	1,637
確認を受けない幼稚園	920	920	920	920	920
過不足 (b－a)	519	603	639	668	679
Ｂ提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み (a)	919	894	837	787	742
１号認定	653	636	595	560	528
２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	266	258	242	227	214
確保の内容 (b)	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
特定教育・保育施設	572	572	572	572	572
確認を受けない幼稚園	570	570	570	570	570
過不足 (b－a)	223	248	305	355	400

（2）２号認定（保育利用）

【量の見込みの考え方】

平成27年から令和５年までの教育・保育提供区域ごとの保育所利用者（２号認定）の利用率（３～５歳児童数に対する利用者数の割合）の実績から計画期間の利用率を設定し、計画期間の３～５歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等を注視しつつ、当該区分の利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向等を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	4,395	4,243	4,076	3,937	3,822
	確保の内容 (b)	5,543	5,543	5,543	5,543	5,543
	過不足 (b－a)	1,148	1,300	1,467	1,606	1,721
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）						
	量の見込み (a)	161	150	153	167	170
	確保の内容 (b)	231	231	231	231	231
	過不足 (b－a)	70	81	78	64	61
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）						
	量の見込み (a)	1,256	1,199	1,165	1,135	1,131
	確保の内容 (b)	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594
	過不足 (b－a)	338	395	429	459	463
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）						
	量の見込み (a)	570	547	539	527	530
	確保の内容 (b)	657	657	657	657	657
	過不足 (b－a)	87	110	118	130	127
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）						
	量の見込み (a)	452	444	439	428	418
	確保の内容 (b)	450	450	450	450	450
	過不足 (b－a)	△２	6	11	22	32
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）						
	量の見込み (a)	1,385	1,339	1,257	1,184	1,123
	確保の内容 (b)	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669
	過不足 (b－a)	284	330	412	485	546
⑥提供区域（松代）						
	量の見込み (a)	234	237	212	208	185
	確保の内容 (b)	292	292	292	292	292
	過不足 (b－a)	58	55	80	84	107

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み (a)	161	162	156	151	143
確保の内容 (b)	267	267	267	267	267
過不足 (b－a)	106	105	111	116	124
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み (a)	125	118	109	103	90
確保の内容 (b)	171	171	171	171	171
過不足 (b－a)	46	53	62	68	81
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み (a)	27	25	27	22	21
確保の内容 (b)	47	47	47	47	47
過不足 (b－a)	20	22	20	25	26
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み (a)	6	3	3	1	2
確保の内容 (b)	52	52	52	52	52
過不足 (b－a)	46	49	49	51	50
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み (a)	16	17	13	9	7
確保の内容 (b)	87	87	87	87	87
過不足 (b－a)	71	70	74	78	80
⑫提供区域（中条）					
量の見込み (a)	2	2	3	2	2
確保の内容 (b)	26	26	26	26	26
過不足 (b－a)	24	24	23	24	24

(3) 3号認定（0歳）

【量の見込みの考え方】

平成27年から令和５年までの教育・保育提供区域ごとの保育所利用者（３号認定０歳）の利用率（０歳児童数に対する利用者数の割合）の実績から計画期間の利用率を設定し、計画期間の０歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等を注視しつつ、当該区分の利用定員の拡大や、利用定員の弾力化等により確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向等を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	581	594	609	626	638
	確保の内容 (b)	660	660	660	660	704
	過不足 (b－a)	79	66	51	34	66
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）						
	量の見込み (a)	33	35	36	39	40
	確保の内容 (b)	28	28	28	28	40
	過不足 (b－a)	△5	△7	△8	△11	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）						
	量の見込み (a)	167	169	172	177	179
	確保の内容 (b)	176	176	176	176	179
	過不足 (b－a)	9	7	4	△1	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）						
	量の見込み (a)	85	88	91	94	96
	確保の内容 (b)	80	80	80	80	96
	過不足 (b－a)	△5	△8	△11	△14	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）						
	量の見込み (a)	75	78	80	83	85
	確保の内容 (b)	72	72	72	72	85
	過不足 (b－a)	△3	△6	△8	△11	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）						
	量の見込み (a)	171	173	176	180	184
	確保の内容 (b)	199	199	199	199	199
	過不足 (b－a)	28	26	23	19	15
⑥提供区域（松代）						
	量の見込み (a)	17	17	18	18	18
	確保の内容 (b)	28	28	28	28	28
	過不足 (b－a)	11	11	10	10	10

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み (a)	17	18	19	19	20
確保の内容 (b)	33	33	33	33	33
過不足 (b－a)	16	15	14	14	13
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み (a)	9	9	9	9	9
確保の内容 (b)	23	23	23	23	23
過不足 (b－a)	14	14	14	14	14
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み (a)	2	2	2	2	2
確保の内容 (b)	5	5	5	5	5
過不足 (b－a)	3	3	3	3	3
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み (a)	1	1	1	1	1
確保の内容 (b)	1	1	1	1	1
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み (a)	3	3	4	3	3
確保の内容 (b)	12	12	12	12	12
過不足 (b－a)	9	9	8	9	9
⑫提供区域（中条）					
量の見込み (a)	1	1	1	1	1
確保の内容 (b)	3	3	3	3	3
過不足 (b－a)	2	2	2	2	2

（4）３号認定（１・２歳）

【量の見込みの考え方】

平成27年から令和５年までの教育・保育提供区域ごとの保育所利用者（３号認定１・２歳）の利用率（１・２歳児童数に対する利用者数の割合）の変化から計画期間の利用率を設定し、計画期間の１・２歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等を注視しつつ、当該区分の利用定員の拡大や、利用定員の弾力化等により確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向等を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	2,562	2,567	2,624	2,641	2,663
	確保の内容 (b)	2,860	2,860	2,860	2,860	2,936
	過不足 (b－a)	298	293	236	219	273
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）						
	量の見込み (a)	95	98	99	99	101
	確保の内容 (b)	101	101	101	101	101
	過不足 (b－a)	6	3	2	2	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）						
	量の見込み (a)	780	813	827	829	837
	確保の内容 (b)	838	838	838	838	838
	過不足 (b－a)	58	25	11	9	1
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）						
	量の見込み (a)	414	438	457	471	482
	確保の内容 (b)	406	406	406	406	482
	過不足 (b－a)	△８	△32	△51	△65	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）						
	量の見込み (a)	261	255	262	264	265
	確保の内容 (b)	281	281	281	281	281
	過不足 (b－a)	20	26	19	17	16
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）						
	量の見込み (a)	746	722	733	732	734
	確保の内容 (b)	819	819	819	819	819
	過不足 (b－a)	73	97	86	87	85
⑥提供区域（松代）						
	量の見込み (a)	97	84	84	83	82
	確保の内容 (b)	125	125	125	125	125
	過不足 (b－a)	28	41	41	42	43

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み (a)	87	84	85	86	85
確保の内容 (b)	135	135	135	135	135
過不足 (b－a)	48	51	50	49	50
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み (a)	61	52	53	53	53
確保の内容 (b)	84	84	84	84	84
過不足 (b－a)	23	32	31	31	31
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み (a)	13	13	12	12	13
確保の内容 (b)	20	20	20	20	20
過不足 (b－a)	7	7	8	8	7
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み (a)	0	1	2	2	2
確保の内容 (b)	7	7	7	7	7
過不足 (b－a)	7	6	5	5	5
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み (a)	6	5	8	8	7
確保の内容 (b)	31	31	31	31	31
過不足 (b－a)	25	26	23	23	24
⑫提供区域（中条）					
量の見込み (a)	2	2	2	2	2
確保の内容 (b)	13	13	13	13	13
過不足 (b－a)	11	11	11	11	11

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【量の見込みの考え方】

[基本型]

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うことを踏まえて設定しています。

重層的支援体制整備事業への移行に伴い、相談者との属性や世代にかかわらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うことも踏まえ見直しを行いました。

[特定型]

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を満たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行うことを踏まえて設定しています。

[こども家庭センター型]

保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、情報提供を行うことを踏まえて設定しています。

【確保方策の考え方】

[基本型]

こども広場（もんぜんぷら座の「じゃん・けん・ぽん」と篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」に利用者支援専門員「子育てコンシェルジュ」を配置し、利用者支援事業の整備を推進することにより量の見込みの確保を図ります。

量の見込みの見直しに伴い、３か所目のこども広場の設置を目指します。

[特定型]

市役所窓口（本庁の保育・幼稚園課窓口）に、「保育コーディネーター」を配置し、保育施設等の利用に関する相談体制を整備することにより量の見込みの確保を図ります。

[こども家庭センター型]

保健センター等に保健師や助産師である「母子保健コーディネーター」を配置し、地区担当保健師等と連携して「妊婦等包括相談支援事業」を推進するとともに、子育て家庭福祉課において児童福祉部門を担当することにより量の見込みの確保を図ります。

【単位：か所】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
基本型					
量の見込み (a)	2	2	3	3	3
確保の内容 (b)	2	2	3	3	3
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
特定型					
量の見込み (a)	1	1	1	1	1
確保の内容 (b)	1	1	1	1	1
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型					
量の見込み (a)	10	10	10	10	10
確保の内容 (b)	10	10	10	10	10
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

【量の見込みの考え方】

平成27年から令和５年までの教育・保育提供区域ごとの利用者の保育所利用者全体（２号・３号認定者数）に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の２号・３号認定者数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

公立保育所等指定園（６園）及び私立保育所等において、引き続き延長保育（標準時間認定）に取り組むことにより、教育保育提供区域ごとに量の見込みの確保を図ります。

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み (a)	1,418	1,393	1,382	1,367	1,359
確保の内容 (b)	1,418	1,393	1,382	1,367	1,359
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み (a)	103	101	103	109	111
確保の内容 (b)	103	101	103	109	111
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み (a)	503	498	494	489	490
確保の内容 (b)	503	498	494	489	490
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み (a)	160	160	163	163	166
確保の内容 (b)	160	160	163	163	166
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み (a)	186	184	185	183	181
確保の内容 (b)	186	184	185	183	181
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み (a)	396	384	372	360	351
確保の内容 (b)	396	384	372	360	351
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑥提供区域（松代）					
量の見込み (a)	8	7	7	7	6
確保の内容 (b)	8	7	7	7	6
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み (a)	34	34	34	33	32
確保の内容 (b)	34	34	34	33	32
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み (a)	28	25	24	23	22
確保の内容 (b)	28	25	24	23	22
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

(3) 放課後子ども総合プラン

【量の見込みの考え方】

市全体の学年ごとの児童数に対する登録者数（登録率）の実績から計画期間の登録率を算出し、その伸びを各提供区域の令和５年度の登録率に乗じて各提供区域における計画期間の学年ごとの登録率を設定し、推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、教育委員会・小学校と連携・協力して特別教室や多目的棟を活用し、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	8,602	8,527	8,479	8,471	8,403
	確保の内容 (b)	13,434	13,434	13,434	13,434	13,434
	過不足 (b－a)	4,832	4,907	4,955	4,963	5,031
城山						
	量の見込み (a)	218	228	218	207	197
	確保の内容 (b)	261	261	261	261	261
	過不足 (b－a)	43	33	43	54	64
鍋屋田						
	量の見込み (a)	101	104	99	104	103
	確保の内容 (b)	165	165	165	165	165
	過不足 (b－a)	64	61	66	61	62
加茂						
	量の見込み (a)	121	115	111	106	105
	確保の内容 (b)	209	209	209	209	209
	過不足 (b－a)	88	94	98	103	104
山王						
	量の見込み (a)	93	100	109	114	125
	確保の内容 (b)	205	205	205	205	205
	過不足 (b－a)	112	105	96	91	80
芹田						
	量の見込み (a)	392	387	391	393	392
	確保の内容 (b)	527	527	527	527	527
	過不足 (b－a)	135	140	136	134	135
古牧						
	量の見込み (a)	284	289	302	309	327
	確保の内容 (b)	347	347	347	347	347
	過不足 (b－a)	63	58	45	38	20
三輪						
	量の見込み (a)	280	290	302	299	284
	確保の内容 (b)	349	349	349	349	349
	過不足 (b－a)	69	59	47	50	65

【単位：人】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
緑ヶ丘						
	量の見込み (a)	217	224	239	256	259
	確保の内容 (b)	294	294	294	294	294
	過不足 (b－a)	77	70	55	38	35
吉田						
	量の見込み (a)	325	316	324	335	316
	確保の内容 (b)	397	397	397	397	397
	過不足 (b－a)	72	81	73	62	81
裾花						
	量の見込み (a)	257	263	263	275	268
	確保の内容 (b)	365	365	365	365	365
	過不足 (b－a)	108	102	102	90	97
城東						
	量の見込み (a)	155	162	157	147	149
	確保の内容 (b)	234	234	234	234	234
	過不足 (b－a)	79	72	77	87	85
湯谷						
	量の見込み (a)	191	204	205	210	209
	確保の内容 (b)	210	210	210	210	210
	過不足 (b－a)	19	6	5	0	1
南部						
	量の見込み (a)	246	245	260	268	274
	確保の内容 (b)	340	340	340	340	340
	過不足 (b－a)	94	95	80	72	66
大豆島						
	量の見込み (a)	388	391	402	414	409
	確保の内容 (b)	509	509	509	509	509
	過不足 (b－a)	121	118	107	95	100
朝陽						
	量の見込み (a)	272	281	283	283	310
	確保の内容 (b)	359	359	359	359	359
	過不足 (b－a)	87	78	76	76	49
柳原						
	量の見込み (a)	162	154	150	143	128
	確保の内容 (b)	278	278	278	278	278
	過不足 (b－a)	116	124	128	135	150
長沼						
	量の見込み (a)	55	51	51	55	55
	確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
	過不足 (b－a)	5	9	9	5	5
古里						
	量の見込み (a)	364	364	364	364	359
	確保の内容 (b)	364	364	364	364	364
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	5

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
若槻					
量の見込み (a)	144	143	146	147	153
確保の内容 (b)	228	228	228	228	228
過不足 (b－a)	84	85	82	81	75
徳間					
量の見込み (a)	299	296	295	292	289
確保の内容 (b)	341	341	341	341	341
過不足 (b－a)	42	45	46	49	52
浅川					
量の見込み (a)	124	115	109	93	82
確保の内容 (b)	199	199	199	199	199
過不足 (b－a)	75	84	90	106	117
芋井					
量の見込み (a)	13	14	10	9	7
確保の内容 (b)	106	106	106	106	106
過不足 (b－a)	93	92	96	97	99
安茂里					
量の見込み (a)	132	130	120	123	128
確保の内容 (b)	215	215	215	215	215
過不足 (b－a)	83	85	95	92	87
松ヶ丘					
量の見込み (a)	95	92	86	81	84
確保の内容 (b)	246	246	246	246	246
過不足 (b－a)	151	154	160	165	162
通明					
量の見込み (a)	355	340	336	326	328
確保の内容 (b)	556	556	556	556	556
過不足 (b－a)	201	216	220	230	228
篠ノ井東					
量の見込み (a)	232	205	173	155	140
確保の内容 (b)	282	282	282	282	282
過不足 (b－a)	50	77	109	127	142
篠ノ井西					
量の見込み (a)	266	260	264	267	277
確保の内容 (b)	462	462	462	462	462
過不足 (b－a)	196	202	198	195	185
共和					
量の見込み (a)	203	209	210	227	236
確保の内容 (b)	415	415	415	415	415
過不足 (b－a)	212	206	205	188	179
信里					
量の見込み (a)	25	20	19	22	16
確保の内容 (b)	103	103	103	103	103
過不足 (b－a)	78	83	84	81	87

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
塩崎					
量の見込み (a)	122	126	125	117	121
確保の内容 (b)	294	294	294	294	294
過不足 (b－a)	172	168	169	177	173
松代					
量の見込み (a)	132	132	133	127	126
確保の内容 (b)	228	228	228	228	228
過不足 (b－a)	96	96	95	101	102
西条					
量の見込み (a)	44	37	32	30	28
確保の内容 (b)	112	112	112	112	112
過不足 (b－a)	68	75	80	82	84
豊栄					
量の見込み (a)	15	13	12	14	13
確保の内容 (b)	97	97	97	97	97
過不足 (b－a)	82	84	85	83	84
東条					
量の見込み (a)	81	76	79	68	62
確保の内容 (b)	223	223	223	223	223
過不足 (b－a)	142	147	144	155	161
寺尾					
量の見込み (a)	73	71	67	62	59
確保の内容 (b)	104	104	104	104	104
過不足 (b－a)	31	33	37	42	45
綿内					
量の見込み (a)	172	169	162	156	145
確保の内容 (b)	199	199	199	199	199
過不足 (b－a)	27	30	37	43	54
川田					
量の見込み (a)	93	87	79	72	70
確保の内容 (b)	155	155	155	155	155
過不足 (b－a)	62	68	76	83	85
保科					
量の見込み (a)	42	36	37	36	34
確保の内容 (b)	93	93	93	93	93
過不足 (b－a)	51	57	56	57	59
昭和					
量の見込み (a)	307	311	311	307	296
確保の内容 (b)	311	311	311	311	311
過不足 (b－a)	4	0	0	4	15
川中島					
量の見込み (a)	211	209	197	187	175
確保の内容 (b)	333	333	333	333	333
過不足 (b－a)	122	124	136	146	158

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
青木島					
量の見込み (a)	240	218	200	194	197
確保の内容 (b)	386	386	386	386	386
過不足 (b－a)	146	168	186	192	189
下氷鉋					
量の見込み (a)	253	244	251	254	264
確保の内容 (b)	401	401	401	401	401
過不足 (b－a)	148	157	150	147	137
三本柳					
量の見込み (a)	334	328	334	357	350
確保の内容 (b)	667	667	667	667	667
過不足 (b－a)	333	339	333	310	317
真島					
量の見込み (a)	56	55	53	55	56
確保の内容 (b)	162	162	162	162	162
過不足 (b－a)	106	107	109	107	106
七二会					
量の見込み (a)	20	18	15	14	12
確保の内容 (b)	64	64	64	64	64
過不足 (b－a)	44	46	49	50	52
豊野西					
量の見込み (a)	160	156	148	144	146
確保の内容 (b)	302	302	302	302	302
過不足 (b－a)	142	146	154	158	156
豊野東					
量の見込み (a)	75	77	71	75	71
確保の内容 (b)	230	230	230	230	230
過不足 (b－a)	155	153	159	155	159
戸隠					
量の見込み (a)	43	41	38	36	37
確保の内容 (b)	44	44	44	44	44
過不足 (b－a)	1	3	6	8	7
鬼無里					
量の見込み (a)	15	16	12	13	9
確保の内容 (b)	210	210	210	210	210
過不足 (b－a)	195	194	198	197	201
大岡					
量の見込み (a)	8	6	6	6	6
確保の内容 (b)	26	26	26	26	26
過不足 (b－a)	18	20	20	20	20
信州新町					
量の見込み (a)	44	39	34	39	30
確保の内容 (b)	107	107	107	107	107
過不足 (b－a)	63	68	73	68	77

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
中条					
量の見込み (a)	18	13	9	7	9
確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
過不足 (b－a)	42	47	51	53	51

(4) ショートステイ・トワイライトステイ

【量の見込みの考え方】

令和６年度の推定延べ利用人数の０～15歳人口に対する割合（利用率）を基に計画期間における利用率を設定し、計画期間の０～15歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、ショートステイが母子生活支援施設を含めて７か所、トワイライトステイが７か所で実施していますが、今後も引き続き受入先の確保や拡充を行い、量の見込みの確保を図るとともに本事業の利用促進につなげていきます。

【単位：人日／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み (a)	657	682	704	724	744
確保の内容 (b)	657	682	704	724	744
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）

【量の見込みの考え方】

計画期間における０歳推計児童数を訪問対象家庭数として算出しています。

【確保方策の考え方】

保健所、保健センター等の保健師・助産師のほか、有資格者へ訪問事業を委託することにより、量の見込みに対する訪問・支援体制の確保を図ります。

【単位：件／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み (a)	2,214	2,183	2,161	2,133	2,099
確保の内容 (b)	2,214	2,183	2,161	2,133	2,099
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度の利用者数の０歳人口に対する割合（利用率）から計画期間における利用率を設定し、計画期間の０歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

保健師等による養育に関する相談、指導等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

【単位：件／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	247	244	241	238	234
	確保の内容 (b)	247	244	241	238	234
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

(7) こども広場、地域子育て支援センター

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度（コロナ禍の令和２～４年度を除く）までの延べ利用者数の保育所等に通わない０～２歳人口（３号認定者数を除いた数）に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の３号認定者数を除いた０～２歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、市民への周知徹底を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人回／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	102,460	99,299	97,297	94,487	91,777
	確保の内容 (b)	102,460	99,299	97,297	94,487	91,777
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等に在園する園児

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度までの提供区域ごとの延べ利用者数の幼稚園児数（１号認定者数）に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の１号認定者数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

幼稚園、認定こども園の１号認定利用者に対し、預かり保育（幼稚園型一時預かり事業）を実施し、保育要件のある１号認定利用者への保育提供の充実により量の見込みの確保を図ります。

【単位：人日／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	111,899	107,694	104,037	100,863	98,496
	確保の内容 (b)	111,899	107,694	104,037	100,863	98,496
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
A提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）						
	量の見込み (a)	77,054	73,162	71,112	69,345	68,253
	確保の内容 (b)	77,054	73,162	71,112	69,345	68,253
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
B提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）						
	量の見込み (a)	34,845	34,532	32,925	31,518	30,243
	確保の内容 (b)	34,845	34,532	32,925	31,518	30,243
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

② 一般型・余裕活用型・訪問型

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度までの提供区域ごとの延べ利用者数の保育所等を利用していない０～５歳児童数（１号・２号・３号認定者数を除く）に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の１号・２号・３号認定者数を除いた０～５歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

保育所等に併設する一時預かり指定園による一般型での実施を基本とし、指定園以外の保育所等による利用定員の空きを活用した余裕活用型も併せて実施し、量の見込の確保を図ります。３歳未満児の保育所等への入所の増加や少子化などにより量の見込みは減少傾向にありますが、リフレッシュ利用など、子育て家庭への支援の強化の必要性も踏まえ、確保体制の充実を図ります。

【単位：人日／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み (a)	8,341	7,911	7,567	7,179	6,815
確保の内容 (b)	8,341	7,911	7,567	7,179	6,815
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み (a)	1,383	1,360	1,344	1,313	1,289
確保の内容 (b)	1,383	1,360	1,344	1,313	1,289
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み (a)	2,735	2,630	2,503	2,366	2,236
確保の内容 (b)	2,735	2,630	2,503	2,366	2,236
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み (a)	750	714	675	629	587
確保の内容 (b)	750	714	675	629	587
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み (a)	467	446	440	426	413
確保の内容 (b)	467	446	440	426	413
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み (a)	2,674	2,466	2,335	2,199	2,076
確保の内容 (b)	2,674	2,466	2,335	2,199	2,076
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑥提供区域（松代）					
量の見込み (a)	45	40	38	36	34
確保の内容 (b)	45	40	38	36	34
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み (a)	236	210	190	169	144
確保の内容 (b)	236	210	190	169	144
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み (a)	24	21	21	20	20
確保の内容 (b)	24	21	21	20	20
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み (a)	23	20	20	20	15
確保の内容 (b)	23	20	20	20	15
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

【単位：人日／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み (a)	4	4	1	1	1
確保の内容 (b)	4	4	1	1	1
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

（9）病児・病後児保育事業

【量の見込みの考え方】

令和３年度から令和５年度までの延べ利用者数の０～11歳人口に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の０～11歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

医療機関と連携し、病院等への併設を基本として施設を拡充し、量の見込みの確保を行います。利用希望は高いものの、実際の利用者が少ない傾向があることから、病後児対応型を実施する医療機関併設の施設の病児対応型への移行や、保育所等での病後児対応型の実施など、更なる利便性の向上について、研究・検討を行います。

【単位：人日／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み (a)	354	344	333	324	314
確保の内容 (b)	2,140	2,140	2,620	2,620	2,620
過不足 (b－a)	1,786	1,796	2,287	2,296	2,306

（10）ファミリー・サポート・センター

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度（コロナ禍の令和２～４年度を除く）までの延べ利用者数の０～11歳人口に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の０～11歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

各種広報による周知を行い提供会員数及び両方会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人日／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	2,701	2,628	2,545	2,471	2,401
	確保の内容 (b)	2,701	2,628	2,545	2,471	2,401
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

（11）妊婦健康診査

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度までの妊娠届出者数の実績から計画期間における妊娠届出者数を推計し、妊娠届出者数を事業対象者として見込んでいます。

【確保方策の考え方】

長野県医師会及び長野県助産師会へ委託し、受診票方式により実施します。また、県外医療機関等の受診者は、償還払により費用助成することによって、受診体制を確保します。

【単位：人／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	2,270	2,221	2,185	2,140	2,101
	確保の内容 (b)	2,270	2,221	2,185	2,140	2,101
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

（12）子育て世帯訪問支援事業

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度の利用者数の０～17歳人口に対する割合（利用率）から計画期間における利用率を設定し、計画期間の０～17歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

１歳未満の子どもがいる家庭又はヤングケアラーの家庭で家事支援等が必要と認められた場合、ヘルパーを派遣し家事支援を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

【単位：人／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	463	487	509	531	549
	確保の内容 (b)	463	487	509	531	549
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

（13）産後ケア事業

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度までの利用者数の０歳人口に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の０歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、事業受託事業所の受け入れ態勢が整っていることから、量の見込みを確保できる状況となっています。

引き続き、全ての利用希望者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、事業所に対して必要な支援を行い、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	997	1,092	1,081	1,067	1,050
	確保の内容 (b)	997	1,092	1,081	1,067	1,050
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

（14）妊婦等包括相談支援事業

【量の見込みの考え方】

平成27年度から令和５年度までの妊娠届出者数の実績から計画期間における妊娠届出者数を推計し、妊娠届出者数を事業対象者として見込んでいます。

【確保方策の考え方】

保健センター等に母子保健コーディネーターを配置するとともに、一部の訪問や電話相談を委託し、地区担当保健師等と協力しながら全ての妊産婦への支援体制を確保します。

【単位：人回／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	6,672	6,528	6,423	6,291	6,177
	確保の内容 (b)	6,672	6,528	6,423	6,291	6,177
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

（15）児童育成支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

令和６年度の利用が望ましい児童数の６～17歳人口に対する割合を基に計画期間における利用率を設定し、計画期間の６～17歳推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

事業実施の届け出があった施設を支援し、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	19	19	18	18	17
	確保の内容 (b)	20	20	20	20	20
	過不足 (b－a)	1	1	2	2	3

（16）親子関係形成支援事業（親子関係スキルアップ事業）

【量の見込みの考え方】

令和２年度から令和５年度までの利用者数の実績と個別対応していた実数から、計画期間における利用率を設定し、計画期間の対象年齢の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

これまでの実績を踏まえるとともに、支援を必要とする家庭が参加できるように周知し、利用促進を図ります。

【単位：人／年】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	172	168	164	160	152
	確保の内容 (b)	240	240	240	240	240
	過不足 (b－a)	68	72	76	80	88

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込みの考え方】

０歳６ヵ月から３歳未満児の保育所等に通っていない児童数を基に、月10時間までの利用を前提として必要定員数を算出しています。

【確保方策の考え方】

令和８年度からの本格実施に向け、令和７年度は、令和６年度から開始した本格実施前の試行的事業を継続し、施設数を拡大して実施します。

児童を安全に預かることを重視するため保育所や認定こども園での実施を基本とし、空き部屋などの活用により、量の見込みの確保を図ります。

事業実施に当たっては、保育士の確保が課題であり、保育士確保の取り組みの充実が不可欠と考えます。

【単位：人（定員）／日】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域						
	量の見込み (a)	108	101	95	88	82
	確保の内容 (b)	108	101	95	88	82
	過不足 (b－a)	0	0	0	0	0

第４部

資　料　編

１　指標・目標値一覧
２　計画策定の経緯等
３　関係法令及び条例等

1 指標・目標値一覧

(1) 成果指標

指標１　子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合			
対象	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標値設定の考え方
就学前児童の保護者	94.3%	95.0% 以上	現状値以上を目指す
小学生児童の保護者	90.7%	91.0% 以上	現状値以上を目指す
指標２　子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合			
対象	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標値設定の考え方
就学前児童の保護者	8.2%	8.0% 以下	現状値以下を目指す
小学生児童の保護者	9.6%	9.0% 以下	現状値以下を目指す

指標３　合計特殊出生率		
現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)	目標値設定の考え方
1.41	1.65以上	第五次長野市総合計画前期基本計画の目標値（令和3年1.65）を踏まえて設定

(2) 個別事業

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
基本目標Ⅰ　安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠・出産期の保護者と子どもを支援する						
基本施策①　生まれる前から妊娠・出産期前までの支援						
個別施策１　結婚・子育てを含む将来のライフデザイン検討の機会の提供						
0101	若い世代の描くライフデザイン等支援	移住推進課	「ライフデザインを考えるきっかけになった」人の割合	R5	74%	74%
0102	結婚新生活支援事業	移住推進課	認知度（申請世帯のうち婚姻前に本支援事業を知っていた世帯の割合）	R5	50%	75%
0105	乳幼児とふれあう機会の提供	保育・幼稚園課	受入可能施設数	R5	90施設	90施設
0108	不妊治療費助成事業	保健所健康課	申請件数	R5	496件	500件

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
基本施策②　妊娠・出産期の支援						
個別施策２　妊娠・出産期の支援と相談体制の充実						
0201	妊婦健康診査	保健所健康課	受診率	R5	100%	100%
0202	産婦健康診査	保健所健康課	受診率	R5	88.9%	100%
0203	妊娠･出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）	保健所健康課	母子保健コーディネーター等による相談件数	R5	6,509件	6,177件
0204	乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）	保健所健康課	訪問率	R5	96.1%	100%
0205	マタニティセミナー	保健所健康課	参加者数	R5	715人	889人
			開催回数	R5	60回	66回
基本目標Ⅱ　子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する						
基本施策③　幼児期の教育・保育環境の整備						
個別施策３　幼児期の教育・保育環境の整備						
0301	１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	保育・幼稚園課	提供体制充足区域数	R5	２区域	２区域
0302	２号認定（保育利用）	保育・幼稚園課	提供体制充足区域数	R5	12区域	12区域
0303	３号認定（０歳）	保育・幼稚園課	提供体制充足区域数	R5	12区域	12区域
0304	３号認定（１・２歳）	保育・幼稚園課	提供体制充足区域数	R5	７区域	12区域
個別施策４　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保						
（指標設定なし）						
個別施策５　認定こども園の整備促進						
（指標設定なし）						
基本施策④　幼児期の教育・保育の質の確保と向上						
個別施策６　発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進						
0602	地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）	保育・幼稚園課	実施か所数	R5	19か所	23か所
0603	おひさま広場	保育・幼稚園課	実施か所数	R5	93か所	95か所
			利用者数	R5	31,749人	33,000人
個別施策７　職員配置の充実						
0702	子育て支援員の育成･確保	保育・幼稚園課	現任・フォローアップ研修開催数	R5	１回	１回

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
個別施策８　職員の職務能力向上に向けた取組の推進						
0801	職員研修の促進	保育・幼稚園課	研修会開催回数	R5	63回	63回
0802	園の自己評価及び第三者評価の促進	保育・幼稚園課	実施園数	R5	50園	60園
個別施策９　幼児教育アドバイザーの育成・配置						
（指標設定なし）						
基本施策⑤　障害児等への支援の充実						
個別施策10　障害等生きづらさの早期の把握と相談支援・療育体制の充実						
1001	発達支援あんしんネットワーク事業	子育て家庭福祉課 こども総合支援センター	にこにこ園訪問相談延べ園児数	R5	977人	1,000人
			あそびの教室参加延べ人数	R5	758人	780人
1002	児童発達支援センター	障害福祉課	設置か所数	R5	２か所	２か所以上
1003	障害児相談支援･計画相談支援	障害福祉課	相談員数	R5	66人	77人
			計画作成率	R5	100%	100%
1004	長野市障害ふくしネットこども部会	障害福祉課	部会開催回数	R5	23回	23回
個別施策11　教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化						
1101	障害児保育事業	保育・幼稚園課	研修受講園数	R5	67園	70園
1102	教育･保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）	子育て家庭福祉課 こども総合支援センター	訪問延べ回数	R5	723回	730回
			相談実園児数	R5	831人	780人
			相談延べ園児数	R5	977人	1,000人
			保護者相談延べ人数	R5	536人	540人
1103	障害児通所支援	障害福祉課	児童発達支援 利用者数	R5	247人	259人
			放課後等デイサービス利用者数	R5	943人	1,295人
			保育所等訪問支援 利用者数	R5	39人	56人
			居宅訪問型児童発達支援 利用者数	R5	０人	１人
1104	障害児自立サポート事業	障害福祉課	登録者数	R5	1,072人	1,270人
個別施策12　特別支援教育・インクルーシブ教育の充実						
1201	障害児親子交流体験	保育・幼稚園課	実施園数	R5	28園（全園）	28園（全園）

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
個別施策13　障害等に対する理解促進						
1301	障害理解の学習会の開催	障害福祉課	開催回数	R5	9回	12回
			参加者数	R5	304人	400人
1302	障害理解に関するリーフレット作成	障害福祉課	配布か所数	R5	41か所	110か所
1303	障害者週間事業	障害福祉課	参加者数	R5	281人	350人
個別施策14　外国につながる子どもへの支援						
（指標設定なし）						
個別施策15　災害時の子どもや家庭への支援						
（指標設定なし）						
基本施策⑥　子育て相談の充実						
個別施策16　身近な相談体制の充実、専門的な相談の充実						
1601	こども総合支援センター「あのえっと」	こども総合支援センター	相談件数	R5	1,104件	1,200件
			関係機関等との連携率	R5	38%	38%
1602	こども家庭センター	保健所健康課 子育て家庭福祉課	合同ケース会議開催回数	R5	—	12回
			サポートプラン作成率	R5	—	100%
1603	利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	保育・幼稚園課	子育てコンシェルジュ配置か所数	R5	2か所	3か所
			子育てコンシェルジュ人数	R5	4人	6人
1604	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	保育・幼稚園課	実施か所数	R5	17か所	20か所
1605	発達相談支援センター	障害福祉課	相談件数	R5	3,008件	3,200件
			関係機関への連携数	R5	42件	50件
1606	健康・育児相談	保健所健康課	相談件数	R5	4,803件	4,465件

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
基本目標Ⅲ　子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する						
基本施策⑦　乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実						
個別施策17　乳幼児期の母子保健と相談体制の充実						
1701	乳幼児健康診査	保健所健康課	4か月児健康診査受診率	R5	98.0%	100%
			9～10か月児健康診査受診率	R5	90.1%	100%
			乳児一般健康診査受診率	R5	82.7%	100%
			1歳6か月児健康診査受診率	R5	95.5%	100%
			3歳児健康診査受診率	R5	95.3%	100%
1702	乳幼児健康教室等	保健所健康課	乳幼児健康教室参加率	R5	90.8%	91%
			2歳児フッ化物塗布事業参加者数	R5	685人	700人
			離乳食教室参加者数	R5	722人	900人
			幼児食教室参加者数	R5	53人	200人
個別施策18　地域子ども・子育て支援事業の充実						
1801	利用者支援事業（重層的支援体制整備事業）	保育・幼稚園課 保健所健康課	基本型 施設数	R5	2か所	3か所
			特定型 施設数	R5	1か所	1か所
			こども家庭センター型 施設数	R5	10か所	10か所
1802	放課後子ども総合プラン	こども政策課	支援員数	R5	427人	490人
			アドバイザー活動実施回数	R5	3,908回	4,900回
1803	ショートステイ・トワイライトステイ	子育て家庭福祉課	提供施設数	R5	7か所	7か所
			利用日数	R5	524日	744日
1804	養育支援訪問事業	保健所健康課	支援実施率	R5	100%	100%
1805	妊婦等包括相談支援事業	保健所健康課	母子保健コーディネーター等による相談件数	R5	6,509件	6,177件
1806	産後ケア事業	保健所健康課	利用者数	R5	769人	1,050人
			利用率（利用者数／出生者数）	R5	33.8%	50.0%
1807	こども広場、地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業）	保育・幼稚園課	実施か所数	R5	19か所	23か所
1808	ファミリー・サポート・センター	保育・幼稚園課	提供会員 登録会員数	R5	389人	420人
			依頼会員 登録会員数	R5	1,238人	1,300人
			両方会員 登録会員数	R5	28人	35人

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
1809	延長保育事業	保育・幼稚園課	保育短時間保育認定児童向け延長保育事業実施園数	R5	91園	91園
			保育標準保育認定児童向け延長保育事業実施園数	R5	60園	60園
1810	一時預かり事業	保育・幼稚園課	実施園数（一般型）	R5	13園	14園
1812	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育・幼稚園課	実施園数	R5	—	14園
			利用者数	R5	—	2,400人
1813	子育て世帯訪問支援事業	子育て家庭福祉課	支援実施率	R5	100%	100%
1814	児童育成支援拠点事業	こども政策課	拠点施設数	R5	—	1か所
			定員数	R5	—	20人
1815	親子関係形成支援事業（親子関係スキルアップ事業）	子育て家庭福祉課 こども総合支援センター	参加者数	R5	38人	40人
基本施策⑧　社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実						
個別施策19　ひとり親家庭の自立支援の推進						
1901	母子・父子自立支援員の配置	子育て家庭福祉課	相談の解決率	R5	97.7%	98%
1902	ひとり親家庭相談・交流事業	子育て家庭福祉課	参加者数	R5	33人	40人
1904	高等職業訓練促進費給付金事業	子育て家庭福祉課	新規修学開始者数	R5	5人	8人
1905	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業	商工労働課	対象者数	R5	3人	4人
1908	ひとり親家庭児童への通学費の支援	子育て家庭福祉課	援護金受給者数	R5	84人	91人
個別施策20　子どもの貧困対策の推進						
2001	ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業	子育て家庭福祉課	受講者数	R5	100人	100人
個別施策21　児童虐待防止対策の充実						
2101	長野市要保護児童対策協議会運営	子育て家庭福祉課	実務担当者会議開催回数	R5	35回	36回
2102	児童虐待に対する専門性の向上	子育て家庭福祉課	研修開催回数	R5	5回	5回
2103	児童虐待防止に向けた地域や市民への啓発	子育て家庭福祉課	出前講座開催回数	R5	2回	5回
2104	里親委託事業	子育て家庭福祉課	里親会員数	R5	36人	40人

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
基本施策⑨　子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進						
個別施策22　安心安全な居場所、第三の居場所の充実						
2201	子育ち・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりへの支援	こども政策課	補助金受給団体	R5	—	10団体
2202	子どもの体験・学び応援事業「みらいハッ！ケン」プロジェクト	こども政策課	本登録率（登録者数／対象者数）	R5	62.6%	100%
			利用率（利用者数／対象者数）	R5	46.8%	80%
基本施策⑩　子育てに関する情報提供の充実						
個別施策23　子育て情報の発信の充実						
2301	ながのわくわく子育てLINE	こども総合支援センター	登録者数	R5	2,562人	3,500人
2303	ながのプラス	情報システム課	登録者数	R5	—	55,500人
2305	子育てガイドブック	こども総合支援センター	発行部数	R5	12,000部	8,000部
			閲覧数		—	4,000回
基本施策⑪　経済的支援の充実						
個別施策24　経済的支援の充実						
2403	福祉医療費給付事業（子どもの福祉医療制度の窓口無料化）	福祉政策課	対象年齢	R5	18歳年度末まで	18歳年度末まで
			資格者数（月平均）	R5	50,597人	50,600人
基本目標Ⅳ　地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する						
基本施策⑫　地域における子育て支援の推進						
個別施策25　子育て支援ネットワークづくり						
2501	保育所地域活動事業	保育・幼稚園課	実施園数	R5	77園	88園
2502	子育て情報の発信	こども総合支援センター	子育てガイドブック発行部数・閲覧数	R5	12,000部・回	12,000部・回
			ながのわくわく子育てLINE 登録者数	R5	2,562人	3,500人
2503	子育てサークル維持のための周知支援	保育・幼稚園課	子育てサークル数	R5	25サークル	30サークル
2504	子育て支援団体のネットワーク形成	こども政策課	ながの子ども・子育てフェスティバル　ネットワーク参加団体数	R5	20団体	30団体

事業No.	事業名	担当課	指標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
2505	ふたご・みつご広場	保健所健康課	参加者数	R5	356人	330人
			開催回数	R5	24回	24回
個別施策26　地域における子ども・子育て支援活動の活性化						
2601	地域活動団体に対する活動支援	福祉政策課	地域福祉ワーカー設置地区数	R5	30地区	32地区
2602	長野市子育てサークル活動支援	保育・幼稚園課	支援件数	R5	0件	10件
2603	児童育成地域組織に対する活動支援	こども政策課	支援団体数	R5	10団体	12団体
2604	ながの子育て家庭優待パスポート事業	子育て家庭福祉課	協賛店舗数	R5	1,121店	1,150店
個別施策27　子どもの権利を尊重する意識の醸成						
（指標設定なし）						
基本施策⑬　多様な働き方に対応する子育て支援の充実						
個別施策28　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しの促進						
2801	経済団体等との連携による事業主への意識啓発	こども政策課	セミナー参加企業数（累計）	R5	32社	182社
2804	男女共同参画優良事業者表彰	人権・男女共同参画課	表彰事業者数（累計）	R5	21事業者	27事業者
個別施策29　仕事と子育ての両立のための基盤整備						
2901	夜間保育事業	保育・幼稚園課	実施施設数	R5	1か所	1か所
2902	病児・病後児保育事業	保育・幼稚園課	実施施設数	R5	4か所	5か所

2 計画策定の経緯等

（1）長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（長野市版子ども・子育て会議）委員名簿

■令和５年度

区分	氏名	所属機関・団体／役職名	備考
学識経験者	◎水口　　崇	信州大学教育学部　教授	
	茅野　　理恵	長野市教育委員	
	塚原　　成幸	清泉女学院短期大学　教授	
児童福祉、子ども・子育て支援及び教育関係者	渡邉　　徹	長野市私立保育協会　会長	
	和田　　典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟　会長	
	塚田　まゆり	長野商工会議所　副会頭	
	○石田　三千夫	長野市民生委員児童委員協議会 児童母子（父子）福祉部会長	
	野澤　　博文	長野上水内校長会　小学校長会長	
	飯島　　芳夫	長野県母子生活支援施設連盟	
	宮下　　孝子	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟 常務理事	
	田中　　宗史	NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト理事長	
	中島　亜紗美	保護者	
	重野　　美信	長野市放課後子ども総合プラン館長・施設長会顧問	
議員	西脇　かおる	長野市議会議員	令和５年９月30日まで
	青木　　敏明	長野市議会議員	令和５年10月10日から
公募	田中　亜希子		
	中村　　礼子		
	松田　　恵子		

◎分科会長・○分科会副会長　　保護者＝保育園、幼稚園、認定こども園の保護者

■令和６年度

区分	氏名	所属機関・団体／役職名	備考
学識経験者	◎水口　　崇	信州大学教育学部　教授	
	茅野　　理恵	長野市教育委員	令和６年12月23日まで
	田中　亜希子	長野市教育委員	令和６年12月24日から
	塚原　　成幸	清泉女学院短期大学　教授	
児童福祉、子ども・子育て支援及び教育関係者	渡邉　　徹	長野市私立保育協会　会長	
	和田　　典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟　会長	
	塚田　まゆり	長野商工会議所　副会頭	
	○石田　三千夫	長野市民生委員児童委員協議会 児童母子父子福祉部会部会長	令和６年８月29日まで
	○北村　智枝子	長野市民生委員児童委員協議会 児童母子父子福祉部会部会長	令和６年８月30日から
	宮本　由希子	長野上水内校長会　小学校長会幹事長	
	深澤　　孝信	長野県母子生活支援施設連盟	
	宮下　　孝子	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟 常務理事	
	田中　　宗史	NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト理事長	
	髙橋　　由記	保護者	
	日台　　和子	一般財団法人ながのこども財団　事務局長	
議員	青木　　敏明	長野市議会議員	令和６年10月１日まで
	阿出川　　希	長野市議会議員	令和６年10月２日から
公募	田中　亜希子		令和６年12月23日まで
	中村　　礼子		
	松田　　恵子		

◎分科会長・○分科会副会長　　保護者＝保育園、幼稚園、認定こども園の保護者

（2）計画の策定経緯

月日	会議・協議事項等
＜令和５年度＞	
令和５年５月30日	令和５年度第１回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問） （児童福祉専門分科会に付託）
令和５年５月30日	令和５年度第１回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和５年７月28日	令和５年度第２回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定及びニーズ調査について
令和５年９月20日	（国）第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）
令和５年12月22日	（国）こども大綱閣議決定
令和６年１月24日	令和５年度第３回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催
令和６年２月１日	令和５年度第２回長野市社会福祉審議会開催
令和６年３月11日	（国）第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）について（送付）
令和６年３月14日 ～３月26日	「長野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」実施
＜令和６年度＞	
令和６年４月24日	令和６年度第１回長野市社会福祉審議会開催
令和６年４月24日	令和６年度第１回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催
令和６年５月30日	令和６年度第２回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の結果報告 ・第三期子ども・子育て支援事業計画の基本的な方向性について
令和６年６月25日	令和６年度第３回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催
令和６年７月18日	令和６年度第４回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・アンケート調査の自由記載について ・計画の骨子案について

月日	会議・協議事項等
令和６年７月18日	令和６年度第２回長野市社会福祉審議会開催
令和６年９月27日	令和６年度第５回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の素々案について
令和６年10月29日	令和６年度第３回長野市社会福祉審議会開催
令和６年11月６日	令和６年度第６回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和６年12月２日 ～12月27日	市民意見等の募集（パブリックコメント）実施
令和７年１月23日	令和６年度第７回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・パブリックコメントの実施状況について ・計画（答申案）について
令和７年１月28日	令和６年度第４回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について （児童福祉専門分科会から報告）
令和７年１月28日	第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）
令和７年２月12日	部長会議にて第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の決定

3 関係法令及び条例等

（1）子ども・子育て支援法（抜粋）

発　　令：平成24年８月22日号外法律第65号
最終改正：令和６年６月12日号外法律第47号
改正内容：令和６年６月12日号外法律第47号［令和６年10月１日］

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四　地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（2）次世代育成支援対策推進法（抜粋）

発　　令：平成15年７月16日号外法律第120号
最終改正：令和６年５月31日号外法律第42号
改正内容：令和６年５月31日号外法律第42号［令和６年５月31日］

（市町村行動計画）

第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2　市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
4　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
5　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
6　市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
7　市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
8　市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 長野市社会福祉審議会条例

平成12年３月30日長野市条例第３号
最終改正：令和２年３月30日条例第８号

（設置等）
第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第７条第１項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
2　審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。
3　社会福祉法第11条第１項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第６条第１項第２号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第６項の規定により意見を聴く機関とする。
（組織）
第２条　審議会は、委員27人以内で組織する。
（任期）
第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（副委員長）
第４条　審議会に副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。
（会議）
第５条　審議会は、委員長が招集する。
2　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
4　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
5　臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第６条　審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。
（１）　民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項
（２）　障害者福祉専門分科会　身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
（３）　児童福祉専門分科会　児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
（４）　老人福祉専門分科会　老人の福祉に関する事項
（５）　地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項
2　専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
3　専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各１人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
4　専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
5　専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

（審査部会）

第７条　障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
（１）　身体障害者の障害程度の審査に関する事項
（２）　身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
（３）　更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
2　審査部会に部会長及び副部会長各１人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
3　部会長は、審査部会の会務を掌理する。
4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

（専門分科会及び審査部会の会議）

第８条　専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第５条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。
2　専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第３条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3　長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附　則（平成12年９月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年３月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月30日条例第10号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2　長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成20年３月28日条例第12号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年９月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月30日条例第８号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第三期長野市子ども・子育て支援事業計画

令和７年２月策定
令和７年４月
発行　長野市
編集　長野市こども未来部こども政策課
〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市ホームページ

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市